



# REPORT

ディスクロージャー誌 2023

**JAみなみ筑後**

# 目 次

I. ごあいさつ	1	VII. 直近の2事業年度における財産の状況 に関する事項	
II. 組合の沿革・歩み	2	1. 決算の状況	
III. 経営方針		◆貸借対照表	31
1. 経営理念	3	◆損益計算書	33
2. 経営方針	3	◆注記表	35
IV. 概況及び組織に関する事項		◆剰余金処分計算書	67
1. 業務の運営の組織		2. 計算書類の正確性等にかかる確認	71
◆組織機構図	4	3. 会計監査法人の監査	72
◆組合員数及びその増減	5	4. 最近の5事業年度の主要な経営指標	72
◆出資口数及びその増減	5	5. 利益総括表	73
◆組合員組織の概況	6	6. 資金運用収支の内訳	73
◆地区一覧	7	7. 受取・支払利息の増減額	73
◆職員数	7	8. 自己資本の充実の状況	74
2. 理事及び監事の氏名及び役職名		VIII. 直近2事業年度における事業の実績	
◆役員一覧	7	1. 信用事業	
3. 会計監査人の名称	8	◆貯金に関する指標	86
4. 事業所の名称及び所在地		◆貸出金に関する指標	86
◆店舗一覧	8	◆為替	90
V. 主要な業務の内容		◆有価証券に関する指標	90
1. 全般的な概況〔取り組みとその結果・ 実績及び対処すべき課題〕	9	◆有価証券の時価情報等	90
2. 各事業の概況〔活動・実績〕		IX. 直近2事業年度における事業の状況を 示す指標	
◆信用事業	9	1. 利益率	91
◆共済事業	12	2. 貯貸率・貯証率	91
◆農業・生活関連事業	14		
VI. 事業活動に関する事項			
1. 農業振興活動	17		
2. 地域貢献情報	18		
3. 情報提供活動	18		
4. リスク管理の状況			
◆リスク管理体制	19		
◆金融商品の勧誘方針	26		
◆個人情報の取扱い方針	27		
◆情報セキュリティ基本方針	29		
◆内部監査体制	30		
5. 自己資本の状況			
◆自己資本比率の状況	30		
◆経営の健全性の確保と自己資本の充実	30		

(注)記載した計数は、単位未満を切り捨てて表示しておりますので、合計と合致しない場合があります。



## Ⅱ. 組合の沿革・歩み

平成7年4月1日に、旧瀬高町、旧山川町、旧高田町、大牟田市の4JAが合併し、南筑後農業協同組合(本所旧瀬高町、現在のみやま市瀬高町)として発足しました。

平成 7年 1 1月	瀬高ナス集出荷施設竣工
平成 7年 1月	トマト・いちご集出荷施設竣工
平成 9年 1 1月	瀬高町なす部会 天皇杯 受賞
平成10年 8月	山川みかん選果場選果機導入竣工
平成11年 5月	堀切営農集団組合 県知事賞 受賞
平成12年 3月	真空予冷・保冷施設竣工
平成13年 1 2月	大豆乾燥調整施設竣工
平成14年 9月	山川選果場みかん集出荷施設竣工
平成14年 1 0月	支店統廃合(24支店1出張所から15支店へ)
平成16年 7月	デイサービスセンター「あぐりの郷」オープン
平成17年 6月	農産物直売所「卑弥呼の里」リニューアルオープン
平成19年 1 2月	大牟田グリーンセンター施設竣工
平成21年 5月	Aコープ山川店リニューアルオープン
平成23年 2月	アスパラガス選果機竣工
平成24年 3月	瀬高カントリーエレベーター機能向上対策工事竣工
平成25年 2月	瀬高セルフ SS オープン
平成25年 5月	山川グリーンセンター施設竣工
平成25年 9月	農産物直売所「愛菜館」が大牟田市田隈にオープン
平成26年 3月	本所機能一本化
平成26年 5月	支店統廃合(15支店から10支店へ)
平成27年 9月	山川総合集出荷施設竣工
平成27年 1 1月	伍位軒集落 農林水産大臣賞 受賞
平成27年 1 1月	JAみなみ筑後20周年記念式典
平成28年 1 1月	瀬高選果場なす選果機竣工式
平成30年 1月	平成29年度福岡県6次化商品コンクール 県知事賞 受賞
平成30年 2月	柑橘部会 農林水産大臣賞 受賞
平成31年 3月	パッケージセンター・アスパラガス選果場完成
令和 3年 6月	農業経営者育成教育施設(トレーニングファーム)開始
令和 4年 3月	第72回「家の光文化賞」受賞
令和 4年 3月	セロリ等集出荷貯蔵施設竣工
令和 5年 3月	瀬高穀類乾燥調製貯蔵施設竣工

### Ⅲ. 経営方針

#### 1. 経営理念

◆スローガン

くらしに豊かさ、心にやすらぎ、地域に根ざしたJAみなみ筑後

◆経営理念

JAみなみ筑後は、組合員・地域住民とのふれあいを大切に、豊かな「大地」を守り、社会の変化に即応した農業経営基盤を確立し未来にむけて「めぐみ」ある事業活動に取り組みます。

◆職員「行動指針」

わたしたちは、

1. み 自らの仕事に自信と誇りを持って行動します！
2. な 「なぜ」という問題意識を持って行動します！
3. み みんな仲間という意識で思いやりを持って行動します！
4. ち 地域の農業とくらしを第一に考えて行動します！
5. く 組合員・地域住民から信頼され期待に応えるよう行動します！
6. ご 固定観念にとらわれず、自由な発想を持って行動します！

#### 2. 経営方針

令和5年度は、中期経営計画の中間年度として、3つの基本目標である「農業基盤の確立・強化」「地域・組織基盤の確立・強化」「JA経営基盤の確立・強化」を最重要課題として持続可能な農業とくらしの実現を目指します。また、専門性の高い職員を育成し相談機能を充実させ、地域に根ざした総合事業・サービスの提供を行い、組合員・地域住民に必要とされるJAづくりに取り組みます。

##### ◇営農部門

第7次地域農業振興計画に基づき、安全で安心な農産物生産を行い、需給動向を見据えた実需者・市場ニーズに対応した生産体制を進めていきます。特に、品質向上と生産量アップを目的とした研修会や現地巡回を行い、安定供給は取引先との信頼関係を築くためには必須と位置づけ連携を強化した販売を行い農家所得の増大を図ります。

##### ◇経済部門

肥料情勢については、世界情勢の影響を受け、肥料価格は上昇し、原料不足の傾向にあります。JAは関係機関と連携し肥料の確保と安定供給に努め、安定した農産物生産の支援を強化するとともに各部門間の連携を強化し低コスト農業の企画提案による所得増大の支援に取り組みます。

##### ◇金融共済部門

信用事業においては、JAの総合事業を活かした価値の提供として、「農業・くらし・地域の各領域」で資金提供を中心にコンサル機能を含めた金融仲介機能発揮を図っていきます。

共済事業においては、組合員・利用者に寄り添い、包括的な安心を届け、農業と地域社会への貢献を通して持続可能な事業基盤の確立・強化を図ります。

##### ◇総務部門

アクティブメンバーシップの確立や広報活動の充実により協同組合理念の共有を行い、地域住民理解の醸成や新たな仲間づくりを進めます。また、コンプライアンス体制を強化し現場対応力を備えた職員の育成に努め、JA全体を総合的に捉えて、「JA版早期警戒制度」の対応に向けた将来的戦略を立て事業計画への反映と実践・進捗管理を実施いたします。

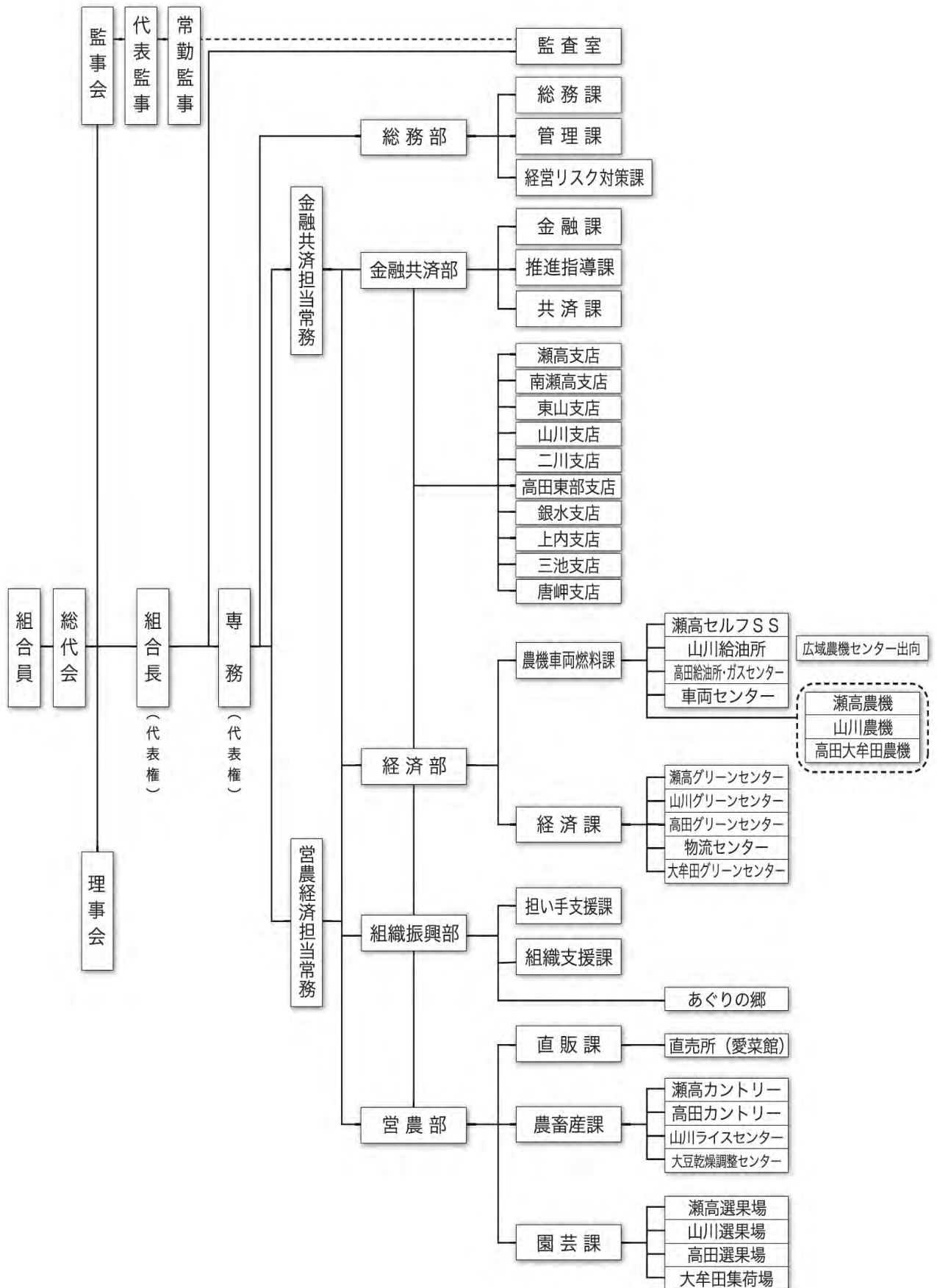
##### ◇監査部門

組合財産の保全、経営効率および財務報告の信頼性の向上、組合価値の増大を図り、監事や会計監査人と連携し、持続可能なJA経営基盤の確立を目指し監査を実施します。また、内部統制の整備・運用状況を検証し、会計監査人監査に対応する内部管理体制の構築を図ります。

# IV. 概況及び組織に関する事項(施行規則第 139 条第 1 項第 5 号)

## 1. 業務の運営の組織

◆組織機構図(令和 5 年 4 月 1 日現在)



## ◆組合員数及びその増減

(単位:人)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
正 組 合 員	4,726	4,629	△ 97
個 人	4,683	4,584	△ 99
法 人	43	45	2
准 組 合 員	6,973	6,859	△ 114
個 人	6,859	6,749	△110
法 人 等	114	110	△4
合 計	11,699	11,488	△ 211

## ◆出資口数及びその増減

(単位:口)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
正 組 合 員	1,218,538	1,190,052	△28,486
准 組 合 員	411,097	425,499	14,402
小 計	1,629,635	1,615,551	△14,084
処分未済持分	16,441	13,452	△2,989
合 計	1,646,076	1,629,003	△17,073

( 摘 要 ) (1) 出資1口金額 1,000 円

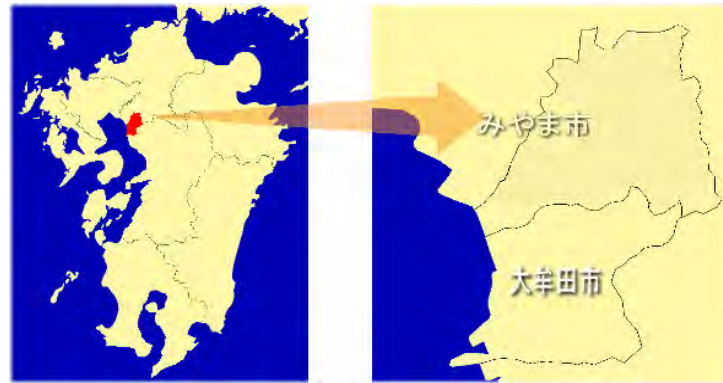
◆組合員組織の概況(令和5年5月31日現在)

農事組合	代表者名	構成員数	部会名	代表者名	構成員数
瀬高地区農事組合	西原 睦博	885	大牟田ぶどう部会	藤好 博章	32
山川地区農事組合	長岡 繁興	339	柑 橘 部 会	立花 茂樹	267
高田地区農事組合	梶山 敏幸	553	キウイフルーツ部会	上原 正一	58
大牟田地区農事組合	猿渡 久義	749	グリーンアスパラガス部会	川上 正信	42
農事組合 合計		2,526	い ち ご 部 会	片山 直寿美	69
組 織 名	代 表 者 名	構 成 員 数	す も も 部 会	坂梨 一広	66
青 年 部	高口 徹	46	イ チ ジ ク 部 会	前原 忠	11
女 性 部	下川 順子	380	花 き 部 会	池田 秀敏	11
年 金 友 の 会	松尾 眞吾	6,562	トウモロコシ部会	長野 久	23
青 色 申 告 会	成清 敏久	384	高田筍育成会	平野 武	107
愛菜館出荷協議会	近藤 順一	236	も も 研 究 会	松尾 忠昭	4
農事組合法人会	武藤 正司	27組織	ブルーベリー研究会	大城 祐吉	15
担い手組織連絡協議会	梶山 敏幸	29組織	梨 研 究 会	野口 良勝	2
組織 合計		7,608	和牛肥育部会	大木 実	1
部 会 名	代 表 者 名	構 成 員 数	麦 部 会	樺嶋 静男	559
瀬高なす部会	阿部 幹夫	198	大 豆 部 会	梶山 敏幸	534
瀬高町セルリー部会	坂田 光樹	28	も ち 米 部 会	田崎 啓二	77
瀬高きゅうり部会	廣瀬 哲史	6	つやおとめ特別栽培米研究会	江崎 廣	90
瀬高高菜部会	鬼丸 幸博	12	元気つくし研究会	長野 久	171
山川ぶどう部会	江良 英登	37	多収米研究会	野口 健一	7
山川筍部会	原 耕一郎	96			
大牟田筍部会	岡村 正隆	110	部会 合計		2,633



◆地区一覧

みやま市一円の区域  
大牟田市一円の区域



◆職員数

(単位:人)

区 分		令和3年度末	令和4年度		
			うち男性	うち女性	
正職員数	一般事務職員	156	154	91	63
	営農指導員	13	11	11	0
	生活指導員	0	0	0	0
	その他専門技術職員	0	0	0	0
小 計		169	165	102	63
常 雇		83	69	24	45
臨時・パート		0	0	0	0
派 遣		0	0	0	0
合 計		252	234	126	108

2. 理事及び監事の氏名及び役職名

◆役員一覧

(令和5年5月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	吉田 昭	理 事	中島 元彦
代表理事専務	柿原 光行	〃	永野 正氣
常 務 理 事	只隈 正隆	〃	野田 忠徳
常 務 理 事	坂田 知隆	〃	末吉 健治
会 長 理 事	乗富 幸雄	〃	久保 謙一
理 事	平山 紘治	〃	永江 一幸
〃	只隈 貞子	〃	高田 恵勝
〃	野田 誠治	〃	杉野 善正
〃	北原 和弘	〃	中村 公
〃	中河原 重記	〃	田中 元子
〃	猿渡 久義	代 表 監 事	坂田 太吉
〃	塚本 真大	監 事	堀 悟
〃	井上 正光	〃	松尾 文雄
〃	山下 幸次郎	〃	齊藤 誠一
〃	河野 恭徳	常 勤 監 事	持丸 義幸

### 3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和5年6月現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE 田町14階

### 4. 事業所の名称及び所在地

#### ◆店舗一覧

(令和5年4月現在)

店舗名	住所	電話番号	ATM設置台数
本店	みやま市瀬高町下庄774-1	63-8800	
瀬高支店	みやま市瀬高町下庄774-1	63-8808	1台
南瀬高支店	みやま市瀬高町太神1325-7	63-2241	1台
東山支店	みやま市瀬高町長田3351-1	63-2111	1台
山川支店	みやま市山川町立山964	67-1212	1台
二川支店	みやま市高田町濃施362	22-5721	1台
高田東部支店	みやま市高田町田尻1567	22-6350	1台
銀水支店	大牟田市大字田隈772-1	56-8900	1台
上内支店	大牟田市大字岩本2203	58-0106	1台
三池支店	大牟田市大字三池613-2	56-8901	1台
唐岬支店	大牟田市大字唐船6	52-4536	1台
	大牟田市沖田町133-1		1台
あぐりの郷	みやま市高田町原1080	64-5532	
瀬高グリーンセンター	みやま市瀬高町文廣1568-1	62-4111	
山川グリーンセンター	みやま市山川町立山964	67-1214	
高田グリーンセンター	みやま市高田町原1080	22-3218	
大牟田グリーンセンター	大牟田市大字田隈772-1	56-8915	
愛菜館(直売所)	大牟田市大字田隈767-1	55-2282	
瀬高セルフSS	みやま市瀬高町小川41	63-2528	
山川給油所	みやま市山川町立山964	67-1293	
高田給油所	みやま市高田町濃施528-1	22-6355	
ガスセンター	みやま市高田町濃施528-1	22-6660	
車両センター	みやま市瀬高町小川43	63-3805	
瀬高農機	みやま市瀬高町小川43	62-3205	
山川農機	みやま市山川町立山964	67-0665	
高田大牟田農機	みやま市高田町濃施536-2	22-6354	
瀬高カントリー	みやま市瀬高町大江520-1	62-2356	
山川ライスセンター	みやま市山川町清水2141	67-0365	
高田カントリー	みやま市高田町江浦380	22-2844	
大豆センター	みやま市瀬高町下庄446-1	63-8848	
瀬高選果場	みやま市瀬高町文廣3137-1	63-3175	
山川選果場	みやま市山川町立山964	67-1211	
高田選果場	みやま市高田町原1080	22-5453	
大牟田集荷場	大牟田市大字田隈797-1	52-3969	

## V. 主要な業務の内容

### 1. 全般的な概況〔取り組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕

令和4年度は、第7次地域農業振興計画及び中期経営計画の初年度として、「農業基盤の確立・強化」「地域・組織基盤の確立・強化」「JA経営基盤の確立・強化」の実現に向けて、組合員・地域住民に必要とされる事業展開とサービスの提供に取り組みました。

また、経営基盤強化に向けた取り組みの「支店の再構築」「事業所の再構築」「営農経済事業の強化」「信用共済事業の強化」について取り組み・協議を進めてまいりました。

以下、主な事業活動と成果についてご報告いたします。

### 2. 令和4年度各事業の概況〔活動・実績〕

#### ◆信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。

#### ◇貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期貯金、定期貯金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

#### ・貯金商品一覧表

種 類		お預入期間	お預入額	特 徴
総合 口座	普通貯金	出し入れ自由	1円以上	1冊の通帳に普通貯金と定期貯金をセット。家計簿代わりに給振、自動受取、自動支払、キャッシュカードなどのサービスが利用できます。また、必要な時には定期貯金の90%、最高500万円まで自動的にご融資します。
	スーパー定期貯金	1ヶ月～5年		
	変動金利定期貯金	1年～3年		
	大口定期貯金	1ヶ月～5年	1千万円以上	
普通貯金		出し入れ自由	1円以上	いつでも出し入れ自由。お財布代わりの貯金です。
貯蓄貯金		出し入れ自由	1円以上	有利に増やしながらか必要な時には自由に引き出して使いたいという方におすすめです。残高に応じた金利が適用されます。普通貯金から自動的に振り替えるスイングサービスもあります。
通知貯金		7日間	5万円以上	まとまったお金の短期間の資金運用に便利です。
定期 貯 金	スーパー定期貯金	1ヶ月～5年	1円以上	お預け入れ時の利率が満期まで変わらない固定金利です。計画的に増やしたい方におすすめの貯金です。ライフプランに合わせたお預け入れ期間をお選び下さい。自動継続で満期時の手続きも簡単。総合口座にセットすれば定期貯金担保の自動融資もご利用頂けます。
	大口定期貯金	1ヶ月～5年	1千万円以上	大口の資金運用に適した定期貯金です。
	変動金利定期貯金	1年、2年、3年	1円以上	自由金利貯金です。半年ごとに金利の見直しをします。
定期積金		6ヶ月～5年	月千円以上	目標額に合わせて毎月の預入れ日に着実に積立ができる貯金です。期間は自由に選べるのでプランにそって無理なく目標が達成できます。
財 形 貯 金	財形年金貯金	5年以上 (加入時 55歳未満)	1円以上	年金タイプの財形貯金です。お受取は2ヶ月又は3ヶ月ごと。在職中はもちろん、退職後も引き続き財形非課税枠をご利用頂けます。財形住宅貯金と併せて550万円まで非課税扱いです。
	財形住宅貯金			給与・ボーナスから天引きで、住宅取得等のための資金作りができます。財形年金貯金と併せて550万円まで非課税扱いです。
	一般財形貯金	3年以上 (年審制限なし)		給与・ボーナスから天引きし、貯蓄のための資金作りができます。ただし、財形非課税の対象にはなりません。

◇貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫の融資の申込みのお取次ぎもしています。

・貸出金残高(令和5年3月末)

(単位:百万円)

組合員等	地方公共団体等	その他	計
7,499	530	1,686	9,715

・貸出商品一覧表

区分	種類	資金用途	期間	貸出限度
手形貸付金	貯金担保貸付	特に定めない	手形期間は原則として1年以内で、かつ当該貯金の満期日以内	担保として質入れた貯金額の範囲内
	定期積金担保貸付	特に定めない	手形期間は原則として1年以内で、かつ当該定期積金の満期日以内	担保として質入れた定期積金の掛込金の範囲内
	共済担保貸付	特に定めない	手形期間は原則として1年以内で、かつ共済契約期限内	約款貸付による貸付可能額の範囲内
	営農資金	営農に必要とする資金	契約期間は1年以内、手形期間は原則として1年以内	所要資金の範囲内かつその年の販売代金見込額から当該代金償還財源とするこの資金以外の負債の額を差し引いた額の範囲内
	一般資金	特に定めない ただし負債整理資金を除く	契約期間は1年以内、手形期間は原則として3ヶ月以内	所要資金の範囲内
証書貸付金	営農資金	農地・施設・機械等の取得等営農に必要とする資金	農地等は15年以内 施設等は25年以内 機械等は10年以内	事業費の100%以内
	生活改善資金	台所・風呂場等施設の改善など生活に必要とする資金	10年以内、または5年以内	事業費の80%以内
	農業外事業資金	農業外事業経営に必要な設備資金	35年以内(うち据置2年以内)	事業費の80%以内。ただし、必要と認めるときは、事業費の100%以内
	一般資金	特に定めない ただし負債整理資金を除く	10年以内(うち据置1年以内)	所要資金の範囲内、または、担保として質入れた貯金額の90%以内
	多目的ローン	特に定めない ただし負債整理資金を除く	6ヶ月以上10年以内	500万円以内
	教育ローン	就学子弟の入学金、授業料、学費及び生活資金	6ヶ月以上15年以内	1,000万円以内
	マイカーローン	自動車購入等	6ヶ月以上10年以内	1,000万円以内
	住宅ローン	住宅の新築、購入または増改築。住宅金融公庫等からの借入金の借換え資金	3年以上40年以内	必要総資金額の100%以内で、担保の範囲内とする。10万円以上10,000万円以内
	リフォームローン (無担保住宅ローン)	住宅の増改築並びに付属施設の取得等	1年以上15年以内 (うち据置6ヶ月以内)	10万円以上1,000万円以内
農機ハウスローン	農機具の購入資金及び他金融機関からの借換え資金 格納庫、パイプハウス等取得資金、資材資金	10年以内 (うち措置2年以内)	1,500万円以内	

※1 保証機関により内容が異なる場合があります。

・制度融資

(単位:百万円)

資金名	制度の概要・主旨	令和4年度実績
制度融資 農業近代化資金	農業機械、農業設備を充実させるため融資する資金	516
農業経営改善資金	農業経営者の経営改善のため融資する資金	196

◇為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

・国内為替取扱手数料

種 類		宛 先 区 分		
		同一支店内	当JA本支店 系統金融機関宛	他金融機関宛
窓口振込手数料 (1件につき)	電信扱3万円未満	330円	330円	605円
	電信扱3万円以上	550円	550円	770円
	文書扱3万円未満	330円	330円	550円
	文書扱3万円以上	550円	550円	770円
ATM振込手数料 (1件につき)	3万円未満	110円	110円	385円
	3万円以上	110円	220円	550円
視覚障がい者等窓口振込手数料 (1件につき)	3万円未満	110円	110円	385円
	3万円以上	110円	220円	550円
送金手数料 (1件につき)	普通扱	440円	440円	660円
	電信扱			880円
代金取立手数料 (1件につき)	普通扱	一律 1,100円		
	至急扱			

◇サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

・JAのキャッシュカードによるATM入出金利用手数料

ネット取引			平日			土曜日		日曜・祝日	12月31日
			8:00～ 8:45	8:45～ 18:00	18:00～ 21:00	9:00～ 14:00	14:00～ 21:00	8:00～ 21:00	8:00～ 21:00
JA 系統 内	自JA内	出金	入出金手数料無料 (※農漁協ネットについては、出金のみを取扱いとなります。)						
		入金							
	県内	出金							
		入金							
	全国	出金							
		入金							
農漁協ネット		出金							
業態間提携		出金	220円	110円	220円	220円	220円	220円	220円
提携銀行 (福岡銀行・三菱東京 UFJ銀行)		出金	110円	0円	110円	110円	110円	110円	110円
ゆうちょ銀行		出金	110円	110円	220円	110円	220円	220円	220円
		入金	110円	110円	220円	110円	220円	220円	220円
セブン銀行		出金	220円	110円	220円	110円	220円	220円	220円
		入金	220円	110円	220円	110円	220円	220円	220円

※各ATMコーナーによって、利用時間帯が異なります。

※上記金額には、消費税が含まれております。

・その他取扱手数料

再発行手数料	
通帳、証書、キャッシュカード、ローンカード	1,100 円
証明書発行手数料	
残高証明書	440 円
送金・振込の組戻料	660 円
不渡手形返却料	1,100 円
取立手形組戻料	1,100 円
取立手形店頭呈示料	1,100 円


両替手数料		
持参又は引換 金種の 枚数	1 枚～100 枚	無料
	101 枚～300 枚	110 円
	301 枚～500 枚	330 円
	501 枚～1,000 枚	550 円
	1,001 枚以上	1,100 円
	1,501 枚～500 枚ごと	550 円追加
硬貨入金手数料		
持参又は引換 金種の 枚数	1 枚～50 枚	無料
	51 枚～100 枚	550 円
	101 枚～500 枚	825 円
	501 枚～1,000 枚	1,100 円
	1,001 枚～500 枚ごと	550 円追加

◆共済事業





「ひと・いえ・くるま」の総合保障で大きくサポート

JA共済は組合員・地域の皆さまの暮らしのパートナーでありたいと考えています。「ひと・いえ・くるま」の総合保障で、毎日の生活を大きくサポートします。





・長期共済 [共済期間が5年以上の契約]

種 類	内 容
<b>終身共済</b>	一生涯の万一保障で将来の安心を確保します。生活保障特約または家族収入保障特約を付加することで万一のとき、大きな出費にも手厚い「一時金」と、残された家族の暮らしを支える「生活保障年金」をお受取りいただけます。多彩なセット契約で保障内容を自由に設計できるプランをご用意しています。
<b>引受緩和型終身共済</b>	終身共済の有病者向けで、健康状態などで終身共済に加入できなかった方でも簡易な告知により加入できます。
<b>一時払終身共済</b> (平28.10)	まとまった資金を活用して一生涯の万一(死亡)保障と将来の安心を確保することができます。ご契約後、16年目以降は共済金額の増額が期待できます。
生存給付特則付 <b>一時払終身共済</b> (平28.10)	まとまった資金を活用して一生涯の万一(死亡)保障とともに、生前贈与および農業者の事業継承にも活用できます。
 <b>医療共済</b> <b>メディフル</b>	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。健康を維持した場合には健康祝金を受け取れます。
<b>引受緩和型医療共済</b>	中高齢者向けの医療保障の仕組みです。他の共済に比べ、引受条件が緩和されていますので、手軽に入れて保障も充実。健康に過ごされた方には旅行やレジャーの資金等、様々な用途に使える健康祝金も魅力です。



種 類	内 容
	<p>がんと闘うための安心を一生にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。</p>
	<p>公的介護保険制度に連動した幅広い要介護状態に備えられる充実保障です。介護の不安に一生備えられます。</p>
	<p>まとまった資金を活用して一生にわたり介護保障を確保することができます。万一(死亡)の場合には死亡給付金をお受け取りになれます。</p>
	<p>ご契約後6年目以降、その時の経済状況等に合わせ予定利率を毎年見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに最低保証予定利率も設定されていますので安心です。</p>
	<p>万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。多彩なセット契約で幅広い保障を確保できます。(基本タイプ・中途給付タイプ)</p>
	<p>お子さまの教育資金の準備に適したプランです。共済契約者(親)が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。多彩なセット契約で幅広い保障を確保できます。(学資金型・祝金型)</p>
	<p>万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。法人化された担い手や経営者の方に万一(死亡)の保障はもちろん、退職金等の資金形成にお応えいたします。</p>
	<p>三大疾病(①がん、②心・血管疾患、③脳血管疾患)とその他④生活習慣病(糖尿病、肝硬変、慢性腎不全、慢性すい炎)まで幅広く保障し、それぞれ①～④で1回、最大で4回の共済金を一時金としてお支払いします。</p>
	<p>日々の暮らしから万一(死亡)または、身体障害者等級1級～4級まで幅広く保障します。15歳～75歳まで告知書でご加入いただけます。無事故の場合は無事故給付金をお支払いします。</p>
	<p>『所定の認知症と診断確定』&amp;『要介護1以上の認定中』となったときに経済的に負担の大きい認知症を伴う介護状態の保障を一生にわたり確保できる仕組みです。</p>
	<p>火災はもちろん、地震や台風等の自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物のリフォームや家財の買替資金としてご活用いただけます。実損てん補方式の導入により、火災共済金額を上限として損害の額を共済金としてお支払できます。</p>

・短期共済 [共済期間が5年未満の契約]

種 類	内 容
 <p>グルマスター 自動車共済</p>	<p>ご自身やご家族、ご契約のお車に搭乗中の方の損害を幅広く保障する傷害保障、対人賠償・対物賠償の保障が自動セットされています。また、掛金割引制度も充実しています。</p>
 <p>マモモア 日常生活賠償責任特約</p>	<p>自動車共済の特約で、自転車事故をはじめとする日常生活のさまざまな損害賠償責任を保障します。自転車共済(保険)の加入が義務化されておりますので、自転車に乗られる方は日常生活賠償責任特約への加入をご検討ください。</p>
<p>自賠償共済</p>	<p>法律ですべての自動車(二輪・原付も含みます。農耕作業用小型特殊自動車を除きます。)に自賠償共済(保険)への加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせない車の保障です。</p>
<p>傷害共済</p>	<p>日常のさまざまな災害による死亡やケガを保障する共済です。</p>
 <p>イベント共済</p>	<p>地域で行われる様々なイベントを保障面からサポートします。</p>
<p>火災共済</p>	<p>建物や建物内に収容されている動産が火災等(火災・落雷・破裂・爆発等)により損害を受けた場合の保障を行う共済です。建物更生共済とは異なり台風や豪雨等の自然災害は保障対象外となり、また満期共済金のない掛け捨て型の共済です。</p>
 <p>ファーマスト 農業者賠償責任共済</p>	<p>農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障する共済です。</p>

JA共済の保障(商品)の詳細なことについては、お近くのJAの「ライフアドバイザー」もしくは窓口の「スマイルサポーター」にご相談下さい。

◆農業・生活関連事業

◇営農指導事業

1. 安全・安心な農産物の生産

(1) 農薬の適正使用の遵守と生産履歴管理の完全実施に取り組みました。

【残留農薬分析 園芸作物 112点 普通作物 32点】

生産履歴管理については各品目完全実施を行いました。

2. 土壌診断に基づく土づくりの実践による高品質、単収向上

(1) 継続的な土づくりの推進に取り組みました。

【土壌分析 園芸品目 313点 普通作物 126点】



### 3. 農作業の効率化、農業生産性の向上に向けたデジタル化

(1) ICTを活用したスマート農業による農作業の省力化と収量アップに取り組みました。

【普通作:ドローン空撮画像・リモートセンシングによる安定多収・高品質化(3%増)グリーンシーカー(測定機器)を用いた生育診断】

【いちご:はかる蔵4件導入(環境測定装置)・その他3名(環境測定装置)】

【なす:環境測定装置18戸導入】

【花き:環境測定装置3戸導入】

【きゅうり:環境測定装置5戸導入】

【みかん:あぐりログ1戸導入】

(2) 病害虫の発生状況等、有益な情報発信による農業生産性の向上に取り組みました。

【普通作:発生状況調査10回・栽培情報をメール発信】

【園芸品目:各部会において、病害虫の発生速報を発信(のべ37回)】

【キウイ:かいよう病対策による事前防除の徹底(3回)】

【いちじく:講習会実施(2回)・栽培速報を配布(2回)】

【みかん:ニマルを活用による計画出荷取りまとめ及び生産速報、販売状況発信(164名)】

(3) パッケージセンターの利用による生産拡大に取り組みました。

【いちご新規3名増員 利用者数18名・すもも新規1名増員 利用者数18名】

#### ◇販売事業

1. 有利販売体制の強化に向けた集荷及び販売ロットの拡大

(1) 実需者との契約生産販売と事前計画の拡大に取り組みました。

【麦 にしのやわら 1,038t みなみのやわら 1,094t】

【多収米やまだわら契約販売 1,737俵/60kg】

(2) 農業倉庫の保管コストの削減と一元化に向け検討を行い、令和5年度よりみやま市3ヵ所(長田倉庫・立山倉庫・濃施倉庫)、大牟田市2ヵ所(田隈倉庫・唐船倉庫)で集荷・検査と決定しました。

(3) 重点市場との予約相対取引の拡大に取り組みました。

【予約相対割合 いちご20% なす74% セロリ20% みかん15% ぶどう10%】

(4) 量販店ニーズに合わせた直接販売の取り組みを開始しました。

【なす 3L規格】

2. 『働き方改革による青果物トラック輸送問題(2024年問題)』、運転手不足・高齢化・パレット輸送への対応

(1) 複合品目との混載による輸送体系の検討を行いました。

【他品目との混載による試験輸送を行いました(なす・いちご)】

(2) 新たな輸送体系に適した段ボール等出荷資材規格の検討を行いました。

【輸送パレットに対応した段ボール規格の試験・検討(なす)】

【新たな輸送体系に適した段ボールを作成し導入(セロリ)】

【パレット輸送に対応した4kg・8kgDBの使用試験・検討(みかん)】

(3) 久留米地区南JA間連携(農産物共同輸送)の研究・協議

【久留米地区南3JA・ふくれん・運送会社による試験輸送(関東・関西地区各2回)】

### 3. 農産物直売所「愛菜館」の機能強化

(1) 直売所出荷協議会と連携したイベントの開催や共販品の品揃えの充実による直売所の運営強化に取り組みました。

【共販品取扱高 26,933 千円】

(2) 直売所を核とした生産者と消費者の交流による地産地消の促進に取り組みました。

【ふるさと納税返品対応件数: みやま市 4,561 件 大牟田市 972 件 合計 5,533 件】

(3) インターネットサイトを活用した販売チャネルの拡大に取り組みました。

【インターネット販売高: 2,941 千円】

#### ◇経済事業

##### 1. 農業所得増大に向けた生産コスト低減の支援

(1) 肥料価格高騰の為、早期に予約注文を行い商品の安定供給に努めました。

【予約購買率 計画 83.0% 実績 80.1%】

(2) 農事組合法人、個別経営体を中心にTAC、グリーンセンター職員、肥料・農薬メーカーと連携し普及推進に努めました。

【普及率: 大型規格農薬計画 16.0% 実績 18.1%・低コスト肥料計画 37.0% 実績 43.7%】

(3) グリーンセンター窓口にて農業電子図書を導入し、農薬適正使用の周知を行いました。

【アクセス数 1,644 件/年】

(4) 労力軽減に向けたスマート農業機械の普及推進に努めました。

【大型農機販売実績: 48 台 内補助事業 17 台 内スマート農業機械 7 台(後付装置含)】

(5) 免税軽油代行申請手続の支援による利用者拡大に努めました。

【農業用免税軽油代行申請件数実績: 651 件 内新規免税軽油代行申請件数: 13 件】

(6) 各種イベント開催による低コスト商品の提案とJAファンづくりを図りました。

【実演会 6 回開催(展示会 3 回含)】

## VI. 事業活動に関する事項

### 1. 農業振興活動

#### ◆農業関係の持続的な取り組み

◇新規就農者対策の強化・実践への取り組み

(1)「次世代総点検運動」アンケート実施し、10年後予測シートを作成しました。

【29農事組合法人・16生産部会】

(2)行政や関係部署と連携し、就農相談会の実施とトレーニングファームで2名が1年間のいちご研修を実施しました。

◇雇用支援企業等との連携による労働力支援の取り組み

(1)無料職業紹介所の取り組みや雇用支援企業と連携し、農作業労働力の確保とインターネットによる「1日農業バイトアプリ」の紹介に取り組みました。

【無料職業紹介(求人数6名、求職者数4名、紹介者数1名)】

【1日農業バイトアプリ(登録者数18名、求人数85名、雇用者数57名)】

◇高齢農業者等への労働力支援の取り組み

(1)高齢農業者等へのハウスビニール被覆、田植え、米庭先集荷支援に取り組みました。

【ハウスビニール被覆32件、田植え補助1件、米庭先集荷22件】

◇農事組合法人・担い手への支援強化の取り組み

(1)農事組合法人・担い手への補助事業等の活用支援を行い国庫補助事業・県単補助事業を活用し、生産拡大に向け支援を行いました。

【燃油価格高騰対策事業(290名申請)】

【肥料価格高騰対策事業(秋用肥料806件支援)】

【施設園芸補助事業(16件)】

(2)農事組合法人へ水田フル活用の提案推進で裏作麦の作付け率は89%となりました。

(3)久留米南部地区3JAの青色申告会事務局で連携協議を実施しました。

#### ◆地域密着型金融への取り組み

◇農業の領域における金融仲介機能の発揮

組合員農業者への農業資金に関する融資相談および担い手の規模拡大や設備投資の支援を行いました。

【農業融資:3億4千万円 計画対比95.9%】

【農業融資残高:12億4千万円 計画対比103.4%】

【貸出金残高:97億1千万円 計画対比99.2%】

◇くらしの領域における金融仲介機能の発揮

組合員・利用者への生活に関する融資相談および各種ローンの支援に取り組みました。また、年金相談会・ローン相談会を開催してニーズに即した相談機能の充実を図りました。

【生活関連融資:6億円 計画対比71.7%】

【生活関連融資残高:60億3千万円 計画対比94.6%】

【貯金残高:20億9千万円減 貯金残高954億円 計画対比96.6%】

うち【個人貯金残高:17億1千万円減 貯金残高943億円 計画対比97.0%】

◇地域の領域における金融仲介機能の発揮

支店ふれあい委員会のメンバーを中心に各支店で地域密着活動を行いました。

## 2. 地域貢献情報

### ◆社会貢献活動

◇組合員の拡大と「アクティブメンバーシップ」の確立

組合員の拡大とメンバーシップ強化の取り組みとして、女性正組合員加入運動を実施し、女性正組合員割合の向上を図りました。また、准組合員の「食と農」に基づくメンバーシップ強化の取り組みとして、JA福岡中央会が主催する食と農の応援団(食・農ラ部)活動を通じてSNSや直売所店舗等での各種イベントのPRなどを行いました。

### ◆地域貢献情報

◇食農交流による地域活性化への取り組み

(1) 食育活動の拡充に向け、高校や小学校等で出前授業を行いました。

【青年部活動 田んぼの教室 8 小学校、バケツ稲 4 小学校 1 幼稚園】

【女性部活動 家庭科の授業支援 1 高校、授業 2 回】

◇ JAや協同組合に対する地域住民理解の醸成

広報体制の強化と地域住民の理解醸成に向けた取り組み強化として、SNS開設(インスタグラム)による「食・農・地域・JA」への信頼・共感づくりを図りました。また、協同組合の取組実践がSDGsに即した取り組みであることを発信するため、広報誌グリーンピースにて、記事に対応したSDGsマークを掲載し、協同組合の理解醸成を促進する取り組みを行いました。

地域住民理解の醸成の取り組みとして、JA活動を周知し、地域活性化へ貢献するため少年剣道大会、JA農業まつりを開催しました。

## 3. 情報提供活動

広報誌「グリーンピース」を毎月発行し、特集や営農情報、各地の話題などを発信しています。また、ホームページにも各事業内容や取扱商品、イベント情報などを掲載しています。

<https://www.minamickg-fk-ja.or.jp>

JAみなみ筑後

検索 

## 4. リスク管理の状況

### ◆リスク管理の体制

#### ◇リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 事業・部門別、場所別経営リスクの分類確認に関する事項
- ② 経営諸リスクの整理対策計画に関する事項
- ③ 経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項
- ④ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

#### (1) 信用リスク管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### (2) 市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### (3) 流動性リスク管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4)オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

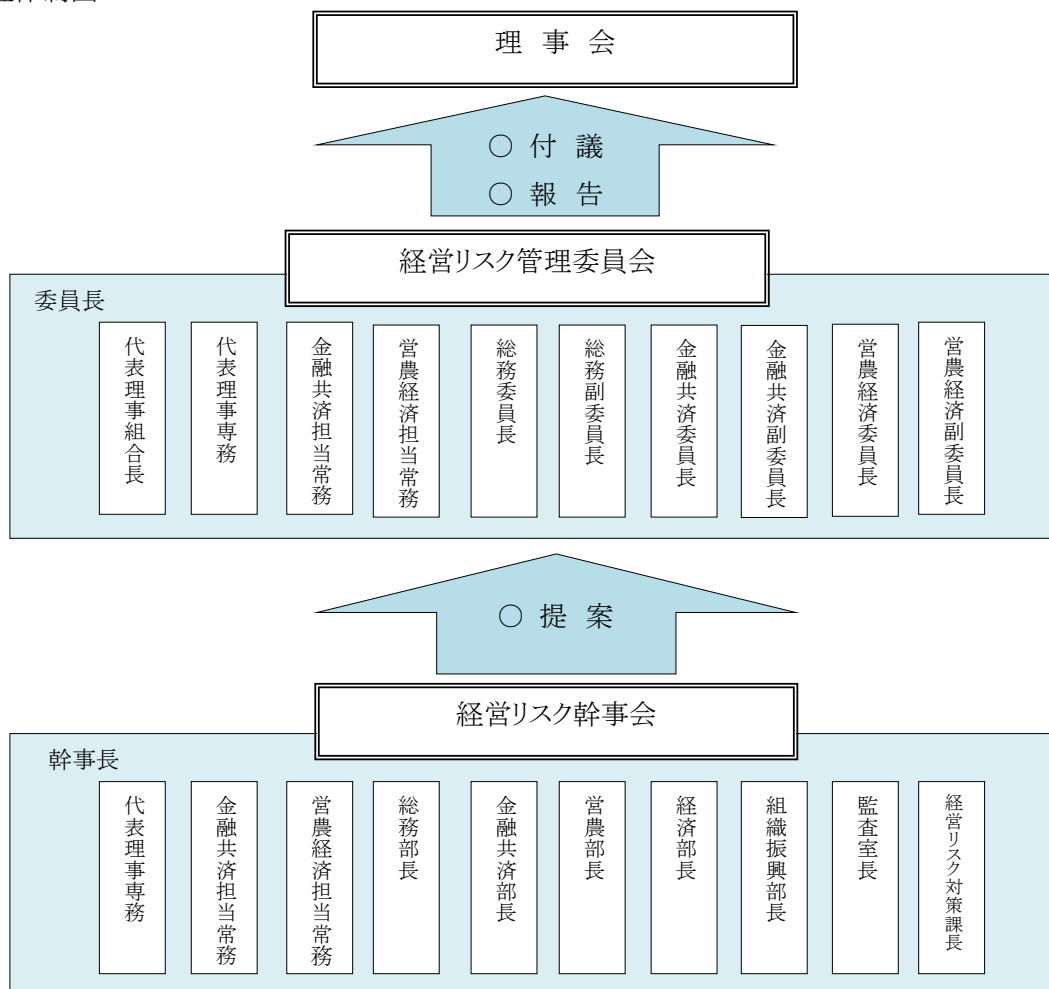
#### (5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### (6)システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

リスク管理体制図



※委員会及び幹事会の事務局は総務部

## ◇法令等遵守体制

### ・コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

#### (1) 社会的責任と公共的使命の認識

当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

#### (2) 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

#### (3) 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

#### (4) 反社会勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

#### (5) 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実に努めつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

### ・コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

・令和4年度の取り組み事項

開催月	研修対象	内 容
令和4年 4月	全役職員	(職員全体研修会) ①令和4年度コンプライアンス・プログラムについて
7月	入組1年目職員	(新入職員コンプライアンス研修会) ①コンプライアンスの意義について ②個人情報とは ③職員行為基準 ④DVD研修 ⑤コンプライアンスについて
7月	部長	(部長コンプライアンス研修会) ①不祥事件等の動向 ②不祥事件発生時の対応
9月	全役職員	(職員全体研修会) ①不祥事再発防止策 ②令和4年度8月末における「苦情・事務ミス・事故」の発生状況について ③DVD研修
9月	コンプライアンス責任者・担当者	(コンプライアンス責任者・担当者研修会) ①不祥事件の発生状況 ②不祥事発生メカニズム ③DVD研修 ④不祥事発生ゼロ強化特別運動 ⑤不祥事再発防止策
9月	理事及び監事	(役員コンプライアンス研修会) ①役員の義務・責任とコンプライアンス ②不祥事件の発生状況 ③不祥事発生ゼロ強化特別運動 ④ヘルプラインの活用
12月	全役職員	(職員全体研修会) ①不祥事件の発生状況 ②令和4年度11月末における「苦情・事務ミス・事故」の発生状況について ③個人情報漏えい等の発生状況 ④DVD研修



・令和5年度の取り組み事項

【令和5年度コンプライアンス・プログラム】

当JAは、JAの社会的責任及び公共的使命を果たすため、コンプライアンス基本方針並びにコンプライアンス運営規程等に則り、コンプライアンスを遵守する職場風土を醸成するために、以下の具体的実践計画を策定し、実践するものです。

・経営層での取り組み

- ①組合長は、年頭所感や総会、全体職員研修等あらゆる可能な機会をとらえ、コンプライアンスに対する取組姿勢を示します。
- ②理事は、業務遂行に際し、コンプライアンスの問題を常に意識し、規則に基づき公正、公平に断固とした態度で対応します。
- ③理事及び監事は、理事会・監事会、経営会議等において、必要に応じコンプライアンスにかかる諸問題の論議を行います。

・コンプライアンス統括部署での取り組み

①JA健全性定期診断の実施

JAの健全性確保(JAのリスク耐性把握)を目的に、各種診断(点検方式)を次表のとおり実施します。

名 称	基準日	実施時期	目 的
不祥事再発防止策の取組 状況点検 1. 自主検査 2. 職員行動自主点検	2カ月 四半期 年次	2カ月 四半期 年次	各課・支店・事業所における不祥事再発防止策の取組項目を明確化し、月次(半期)での実践状況報告を徹底し、不祥事発生撲滅を目的とする。 また、不祥事発生の根絶のためには、日常的な意識改革ならびに、事項ごとに牽制が働く体制作りを中心とした再発防止策の実践と、各職員の行動をコンプライアンスの観点から点検を行うことにより、コンプライアンス重視の職場風土を醸成することを目的とする。
JAの経営状況に関する事項の報告 1. 財務モニタリング 2. 体制整備モニタリング	3月末	5月～6月	「信用事業再編強化法」及び「JAバンク基本方針」にもとづく調査で、信用事業全般にわたるリスク点検として、特に破綻未然防止に資する。
資産自己査定	12月末(仮基準日) 3月末(基準日)	1月～2月 4月～5月	信用リスクという観点から、資産の健全性を検証し、リスク発生に備えるとともに、適正な財務諸表の作成に資する。
その他必要と思われる点検	随時	随時	セクハラ・パワハラ防止のための点検などを適宜実施する。

## ②職場離脱

「連続職場離脱実施要領」に基づき、職員が一定期間自己の職場を離れ、勤務できない状態を作ることにより、事故・不正を未然に防止します。

## ③役職員への周知・徹底

コンプライアンス統括部署は、コンプライアンス態勢の確立に向けて役職員への周知・徹底を図るため、以下の各階層別研修計画を企画・開催します。

＜ 各 階 層 別 の 研 修 計 画 ＞		
対象者	実施頻度	研修内容
全役職員 (職員全体研修)	年3回以上	コンプライアンス・プログラムの周知徹底 相談・苦情等対応状況について 事務ミス発生状況について 事故発生状況について コンプライアンスについて
役員 (理事及び監事)	年1回以上	外部講師による研修
部門長 (部長)	年1回以上	コンプライアンスの意義と概要について JA管理・監督者の職責と心得について コンプライアンス責任者の役割について
コンプライアンス責任者 (課長・支店長)	年1回以上	相談・苦情等の発生状況と対応について JA管理・監督者の職責と心得について コンプライアンス責任者の役割について 個人情報関係について
コンプライアンス担当者	年1回以上	相談・苦情等の発生状況と対応について JA職員としての心構えについて コンプライアンス担当者の役割について
新入職員	年1回以上	コンプライアンスの意義について 職員行動基準について 個人情報関係について

## ④実践状況の検証と見直し・改善

コンプライアンスにかかる諸会議体の論議を踏まえ、各計画の実践状況を検証するとともに、必要に応じて見直し・改善を行っていきます。

⑤苦情処理等の統括部署への報告の迅速化を徹底します。

・各部署における取り組み

①コンプライアンス担当者の選定と担当者名の統括部署への報告

②コンプライアンスにかかる教育、報告・連絡・相談の周知徹底

(1)各業務の主管部署は、各業務部門にかかる法令等の周知・徹底を図るため、別途担当職員を対象とした研修を開催します。(半期に1回程度)

(2)上記にかかわらず、法令等の改正が行われた場合には、必要に応じ研修会を開催することとします。

③組合員等からの苦情・相談等の情報を漏れなく、「苦情処理簿」等に記入し、所属長を経由し、本店コンプライアンス統括部署に報告します。

なお、担当部署においては、その記録を保管します。

・諸会議を通じた取り組み

①JA経営リスク管理委員会を定期的を開催し、コンプライアンスにかかる諸問題について論議を行い、認識の共有化を図ります。

②各業務の部署内会議や日常的なミーティングにおいて、コンプライアンス・マニュアル等を使った学習を行います。

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、一般社団法人JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)やJA共済連相談受付センター(電話:0120-536-093)とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話:0944-63-8867(月～金 8時30分～17時))

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター (電話:092-741-3208)

福岡県弁護士会紛争解決センター 北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)

福岡県弁護士会紛争解決センター 久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

## ◆金融商品の勧誘方針

### 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

南 筑 後 農 業 協 同 組 合

(平成 17 年 4 月 1 日制定)

(平成 27 年 1 月 27 日改正)

(令和 4 年 7 月 1 日改正)

## 南筑後農業協同組合個人情報保護方針

南 筑 後 農 業 協 同 組 合

(平成17年4月1日制定)

(令和4年4月1日最終改定)

南筑後農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

### 1.関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

### 2.利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

### 3.適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

### 4.安全管理措置

当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等(保護法第 16 条第 1 項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

#### 5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

#### 6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

#### 7. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### 8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 16 条第4項に規定するデータをいいます。

#### 9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

#### 10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

## 情報セキュリティ基本方針

南 筑 後 農 業 協 同 組 合

(平成17年4月1日制定)

(平成28年1月1日最終改定)

南筑後農業協同組合(以下、「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- 3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以上

## ◆内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 5. 自己資本の状況

### ◆自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、14.34%となりました。

### ◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

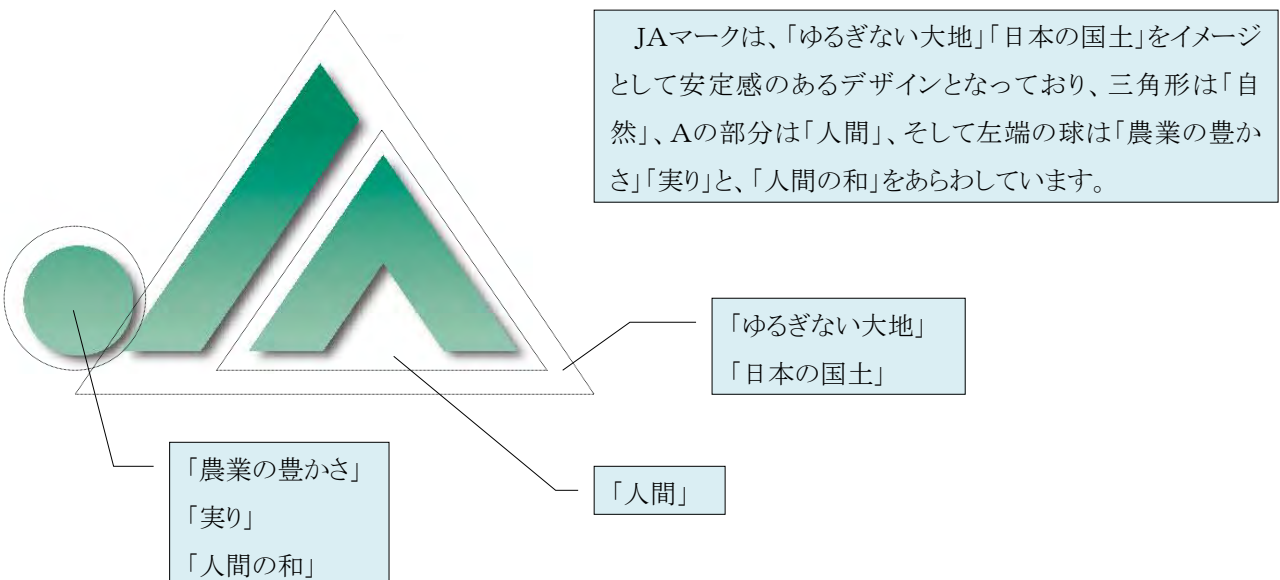
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	南筑後農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,629 百万円(前年度 1,646 百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## 【 JAマーク 】





## Ⅶ. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

### 1. 決算の状況

#### ◆貸借対照表

(単位:千円)

科 目 ( 資 産 の 部 )	資 産	
	令和3年度	令和4度
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>97,520,133</b>	<b>95,300,795</b>
(1) 現 金	503,352	494,342
(2) 預 金	81,735,672	78,629,548
系統預金	81,732,749	78,623,356
系統外預金	2,923	6,192
(3) 有価証券	5,743,691	6,411,338
国債	2,331,660	2,329,110
地方債	1,679,560	2,420,470
政府保証債	751,741	736,548
特別法人債	980,730	925,210
(4) 貸 出 金	9,491,641	9,715,990
(5) その他の信用事業資産	59,028	60,396
未収収益	52,112	52,169
その他の資産	6,915	8,227
(6) 貸倒引当金	△ 13,253	△ 10,821
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>3,620</b>	<b>7,148</b>
(1) その他の共済事業資産	3,620	7,148
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>1,791,714</b>	<b>1,897,671</b>
(1) 経済事業未収金	906,291	948,418
(2) 経済受託債権	604,193	621,988
(3) 棚卸資産	162,740	193,335
購 買 品	131,513	162,986
その他の棚卸資産	31,226	30,349
(4) その他の経済事業資産	175,526	191,301
(5) 貸倒引当金	△ 57,037	△ 57,372
<b>4. 雑 資 産</b>	<b>748,354</b>	<b>722,156</b>
<b>5. 固定資産</b>	<b>4,225,910</b>	<b>4,271,271</b>
(1) 有形固定資産	4,222,660	4,268,446
建物	4,655,934	4,678,174
構築物	800,405	828,109
機械装置	2,393,622	2,585,256
土地	2,917,537	2,838,108
建設仮勘定	0	20,263
その他の有形固定資産	500,916	482,525
減価償却累計額	△ 7,045,757	△ 7,163,991
(2) 無形固定資産	3,250	2,825
<b>6. 外部出資</b>	<b>3,910,771</b>	<b>3,906,771</b>
(1) 外部出資	3,910,771	3,906,771
系統出資	3,810,261	3,810,261
系統外出資	100,510	96,510
<b>7. 繰延税金資産</b>	<b>212,795</b>	<b>246,685</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>108,413,299</b>	<b>106,352,500</b>

(注) この表は千円未満を切り捨てて表示しており、表中の合計が一致しないことがあります。

(単位:千円)

負債及び純資産		
科目	令和3年度	令和4年度
<b>( 負債の部 )</b>		
<b>1. 信用事業負債</b>	<b>97,782,410</b>	<b>95,733,191</b>
(1)貯金	97,528,108	95,429,907
(2)借入金	154,340	195,924
(3)その他の信用事業負債	99,962	107,358
未払費用	8,618	8,258
その他の負債	91,343	99,100
<b>2. 共済事業負債</b>	<b>274,356</b>	<b>269,620</b>
(1)共済資金	93,212	97,167
(2)未経過共済付加収入	179,450	170,773
(3)その他の共済事業負債	1,692	1,679
<b>3. 経済事業負債</b>	<b>1,924,972</b>	<b>2,036,287</b>
(1)経済事業未払金	420,817	487,047
(2)経済受託債務	1,463,923	1,513,090
(3)その他の経済事業負債	40,232	36,150
<b>4. 雑負債</b>	<b>255,180</b>	<b>284,743</b>
(1)未払法人税等	77,072	69,707
(2)その他の負債	178,108	215,035
<b>5. 諸引当金</b>	<b>1,026,487</b>	<b>950,321</b>
(1)賞与引当金	53,938	50,070
(2)退職給付引当金	772,644	712,275
(3)役員退職慰労引当金	36,325	43,573
(4)特例業務負担金引当金	163,580	144,402
<b>6. 再評価に係る繰延税金負債</b>	<b>489,332</b>	<b>464,411</b>
<b>負債の部合計</b>	<b>101,752,739</b>	<b>99,738,576</b>
<b>( 純資産の部 )</b>		
<b>1. 組合員資本</b>	<b>5,281,674</b>	<b>5,488,962</b>
(1)出資金	1,646,076	1,629,003
(2)利益剰余金	3,652,039	3,873,411
利益準備金	1,322,684	1,370,684
その他利益剰余金	2,329,354	2,502,726
施設・整備改善積立金	494,933	628,336
遊休資産等整備積立金	97,730	100,000
情報システム基盤強化積立金	100,000	100,000
販売事業リスク対応積立金	10,000	40,000
地域農業振興推進積立金	14,651	30,000
特別会計等損失対策積立金	358,310	264,707
災害等復興支援積立金	100,000	100,000
特別積立金	630,000	640,000
当期末処分剰余金	523,730	599,683
(うち当期剰余金)	(235,861)	(178,839)
(3)処分未済持分	△ 16,441	△ 13,452
<b>2. 評価・換算差額等</b>	<b>1,378,885</b>	<b>1,124,960</b>
(1)その他有価証券評価差額金	118,466	△ 68,759
(2)土地再評価差額金	1,260,419	1,193,720
<b>純資産の部合計</b>	<b>6,660,560</b>	<b>6,613,923</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>108,413,299</b>	<b>106,352,500</b>

## ◆損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
<b>1. 事業総利益</b>	<b>2,160,625</b>	<b>2,160,682</b>
(1) 信用事業収益	673,777	680,596
資金運用収益	648,652	639,473
(うち預金利息)	(410,543)	(386,591)
(うち有価証券利息)	(54,186)	(60,468)
(うち貸出金利息)	(129,659)	(131,461)
(うちその他受入利息)	(54,264)	(60,951)
役務取引等収益	19,574	21,240
その他経常収益	5,550	19,882
(2) 信用事業費用	55,723	56,560
資金調達費用	5,776	3,113
(うち貯金利息)	(5,275)	(2,716)
(うち給付補てん備金繰入)	(172)	(97)
(うち借入金利息)	(328)	(300)
役務取引等費用	7,427	7,408
その他経常費用	42,520	46,038
(うち貸倒引当金繰入額)	(△ 4,296)	(△ 2,431)
<b>信用事業総利益</b>	<b>618,054</b>	<b>624,036</b>
(3) 共済事業収益	484,413	466,232
共済付加収入	441,501	421,951
その他の収益	42,912	44,281
(4) 共済事業費用	24,530	24,547
共済推進費	9,240	8,701
共済保全費	5,471	5,477
その他の費用	9,818	10,368
<b>共済事業総利益</b>	<b>459,883</b>	<b>441,684</b>
(5) 購買事業収益	3,625,865	3,645,341
購買品供給高	3,500,035	3,510,366
購買手数料	12,834	23,600
修理サービス料	84,186	84,677
その他の収益	28,808	26,697
(6) 購買事業費用	3,102,169	3,108,501
購買品供給原価	3,010,679	2,994,251
購買品供給費	2,754	2,609
修理サービス費	24,163	24,323
その他の費用	64,572	87,317
(うち貸倒引当金繰入額)	(△ 25,945)	(447)
<b>購買事業総利益</b>	<b>523,695</b>	<b>536,839</b>
(7) 販売事業収益	434,225	430,370
販売品販売高	151,391	148,088
販売手数料	201,198	200,161
その他の収益	81,634	82,120
(8) 販売事業費用	191,085	186,116
販売品販売原価	114,348	114,190
その他の費用	76,737	71,926
<b>販売事業総利益</b>	<b>243,139</b>	<b>244,253</b>

(注)この表は千円未満を切り捨てて表示しており、表中の合計が一致しないことがあります。

(注)委託販売に係る販売高・販売原価を相殺し、純額で表示しています。

(注)保管事業は、令和元年度より販売事業の内数に変更となっております。

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(9)利用事業収益	419,338	430,522
(10)利用事業費用	150,826	166,044
<b>利用事業総利益</b>	<b>268,511</b>	<b>264,477</b>
(11)福祉事業収益	75,398	76,844
(12)福祉事業費用	27,441	26,902
<b>福祉事業総利益</b>	<b>47,956</b>	<b>49,941</b>
(13)農業経営収益	16,362	19,863
(14)農業経営費用	11,345	11,145
<b>農業経営事業総利益</b>	<b>5,016</b>	<b>8,718</b>
(15)指導事業収入	54,176	51,016
(16)指導事業支出	59,807	60,285
<b>指導事業収支差額</b>	<b>△ 5,631</b>	<b>△ 9,269</b>
<b>2. 事業管理費</b>	<b>1,814,667</b>	<b>1,775,574</b>
(1)人件費	1,391,660	1,329,791
(2)業務費	132,313	138,674
(3)諸税負担金	49,526	51,338
(4)施設費	236,692	246,622
(5)その他事業管理費	4,475	9,147
<b>事業利益</b>	<b>345,957</b>	<b>385,107</b>
<b>3. 事業外収益</b>	<b>110,806</b>	<b>105,112</b>
(1)受取雑利息	777	623
(2)受取出資配当金	71,703	71,703
(3)賃貸料	20,137	20,469
(4)貸倒引当金戻入益	0	0
(5)雑収入	18,187	12,316
<b>4. 事業外費用</b>	<b>17,849</b>	<b>14,053</b>
(1)寄附金	501	745
(2)賃貸費用	9,117	9,583
(3)雑損失	8,230	3,724
<b>経常利益</b>	<b>438,915</b>	<b>476,166</b>
<b>5. 特別利益</b>	<b>316,237</b>	<b>333,228</b>
(1)固定資産処分益	27	0
(2)一般補助金	308,872	333,228
(3)その他の特別利益	7,337	0
<b>6. 特別損失</b>	<b>457,021</b>	<b>560,440</b>
(1)固定資産処分損	321	299
(2)固定資産圧縮損	308,872	333,228
(3)減損損失	137,288	226,912
(4)その他の特別損失	10,540	0
<b>税引前当期利益</b>	<b>298,130</b>	<b>248,953</b>
法人税、住民税及び事業税	91,641	84,663
法人税等調整額	△ 29,372	△ 14,548
<b>法人税等合計</b>	<b>62,269</b>	<b>70,114</b>
<b>当期剰余金</b>	<b>235,861</b>	<b>178,839</b>
当期首繰越剰余金	53,898	47,188
土地再評価差額金取崩額	69,595	66,698
施設・整備改善積立金取崩額	105,067	171,664
遊休資産等整備積立金取崩額	2,270	0
特別業務負担金対策積立金取崩額	41,690	135,293
地域農業振興支援積立金取崩額	15,349	0
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>523,730</b>	<b>599,683</b>

◆注記表

## 令和3年度 注 記 表

令和3年4月1日 から 令和4年3月31日まで

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券 （時価のあるもの）	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 （市場価格のない株式等）	移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
購入品（数量管理品）	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
購入品（売価管理品）	売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	主として売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる

額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

#### (2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

#### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

##### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理することとしています。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの実負担見込額に基づき計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### (1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### (2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組

合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### (3) 利用事業

カントリー・ライスセンター・大豆センター・育苗所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用や作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### (4) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### (5) その他事業

福祉事業、農業経営事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用やサービスの提供、商品の引き渡し等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部取引を控除した金額を記載しています。

### (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

### （1）代理人取引に係る収益認識

購買事業等において、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

### （2）LPガスに関する収益認識

購買事業のうちLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日における利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の事業収益が 255,055 千円、事業費用が 256,594 千円減少し、結果として事業利益、経常利益及び税引前当期利益が 1,539 千円それぞれ増加しております。

## III. 会計上の見積もりに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### （1）当事業年度の計算書類に計上した金額

291,485,168 円（繰延税金負債との相殺前）

#### （2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。





#### 4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権に該当する金額は 164,076,188 円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種類	残高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	70,530,231
危険債権	93,545,957
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合計	164,076,188

(注) 貸倒引当金控除前の金額です。

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3までに掲げるものを除く。)をいう。

#### 5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成11年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,284,082,086 円

## V. 損益計算書に関する注記

### 1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要  
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
愛菜館	直売所	土地	
あぐりの郷	介護施設	建物附属設備	
瀬高車両	整備工場	建物等	
高田給油所	給油所	建物等	
三池支店	営業用店舗	建物等	
旧手鎌支所	賃貸固定資産	土地	業務外固定資産
旧大江支所	賃貸固定資産	土地	業務外固定資産
旧東山選果場休憩所	賃貸固定資産	土地	業務外固定資産
旧瀬高Aコープ	賃貸固定資産	土地	業務外固定資産
旧花野果館	賃貸固定資産	建物	業務外固定資産
旧南大牟田支所	賃貸固定資産	土地	業務外固定資産
Aコープ山川	賃貸固定資産	土地	業務外固定資産
旧山川車両	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧生活センター	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧開支所	遊休資産	土地	業務外固定資産
大牟田市櫛野	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧吉野LPG保管庫	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧倉永LPG保管庫	遊休資産	土地	業務外固定資産

### (2) 減損損失の認識に至った経緯

愛菜館、あぐりの郷、瀬高車両、高田給油所については営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。三池支店については土地の時価が著しく下落しており将来キャッシュ・フローを算定した結果、帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、賃貸固定資産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、遊休資産については、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：円)

場所	種類	減損損失
愛菜館	土地	37,864
あぐりの郷	建物附属設備	136,740
瀬高車両	建物	4,546,811
	機械装置	4,370,791
	器具備品	755,679
	無形固定資産	49,999
	土地	7,858,346
	合計	17,581,626
高田給油所	建物	176,181
	建物附属設備	599,379
	器具備品	308,379
	合計	1,083,939
三池支店	建物	21,698,222
	建物附属設備	2,172,219
	車輛運搬具	155,719
	器具備品	733,427
	土地	64,154,999
	合計	88,914,586
旧手鎌支所	土地	2,819,388
旧大江支所	土地	453,528
旧東山選果場休憩所	土地	908,885
旧瀬高Aコープ	土地	3,593,338
旧花野果館	建物	854,306
旧南大牟田支所	土地	2,916,144
Aコープ山川	土地	850,470
旧山川車両	土地	633,841
旧生活センター	土地	14,394,723
旧開支所	土地	1,834,912
大牟田市櫛野	土地	243,965
旧吉野LPG保管庫	土地	29,969
旧倉永LPG保管庫	土地	373
合計		137,288,597

(4) 回収可能価額の算定方法

- ・ 旧手鎌支所、旧大江支所、旧東山選果場休憩所、旧花野果館、旧南大牟田支所、Aコープ山川の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は6.68%です。
- ・ 愛菜館、あぐりの郷、瀬高車両、高田給油所、三池支店、旧瀬高Aコープ、旧山川車両、旧生活センター、旧開支所、大牟田市櫛野、旧吉野LPG保管庫、旧倉永LPG保管庫の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に経営リスク対策課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.11%上昇したものと想定した場合には、経済価値が52百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	81,735,672,913	81,736,564,038	891,125
有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	5,743,691,443 499,681,443 5,244,010,000	5,813,440,000 569,430,000 5,244,010,000	69,748,557 69,748,557 —
貸出金 貸倒引当金(*1) 貸倒引当金控除後	9,491,641,419 △13,253,007 9,478,388,412	9,793,303,341	314,914,929
資産計	96,957,752,768	97,343,307,379	385,554,611
貯金	97,528,108,076	97,521,711,514	△6,396,562
経済受託債務	1,463,923,238	1,463,923,238	—
負債計	98,992,031,314	98,985,634,752	△6,396,562

\*1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

#### ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ② 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### ③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 経済受託債務

経済受託債務については、農産物の最終精算が行われるまでの一時的な勘定であるため、帳簿価額を時価とみなしています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資 (* 1)	3,910,771,001 円

\* 1 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	81,735,672,913	0	0	0	0	0
有価証券						
満期保有目的の債券	0	0	0	0	0	500,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	0	0	0	0	200,000,000	4,900,000,000
貸 出 金	1,272,183,153	2,164,203,815	669,984,797	524,513,277	444,447,052	4,343,800,651
合 計	83,007,856,066	2,164,203,815	669,984,797	524,513,277	644,447,052	9,743,800,651

注 1：貸出金のうち、当座貸越 171,889,212 円については「1 年以内」に含めています。また期限のない場合は「5 年超」に含めています。

注 2：貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 72,508,674 円は償還の予定が見込まれないため含めていません。



## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	88,340,909,023	4,555,876,828	3,696,467,846	446,846,613	488,007,766	0
経済受託債務	1,463,923,238	0	0	0	0	0
合計	89,804,832,261	4,555,876,828	3,696,467,846	446,846,613	488,007,766	0

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## VII. 有価証券に関する注記

## 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

## (1) 満期保有目的の債券

(単位：円)

		貸借対照表計上額	時価	評価差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	地方債	200,000,000	227,460,000	27,460,000
	政府保証債	299,681,443	341,970,000	42,288,557
	小計	499,681,443	569,430,000	69,748,557
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	小計	0	0	0
合計		499,681,443	569,430,000	69,748,557

## (2) その他有価証券

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	評価差額
貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原 価を超えるもの	国債	2,284,989,246	2,331,660,000	46,670,754
	地方債	1,399,979,237	1,479,560,000	79,580,763
	政府保証債	396,312,964	452,060,000	55,747,036
	小計	4,081,281,447	4,263,280,000	181,998,553
貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原 価を超えないもの	特別法人債	1,000,000,000	980,730,000	△19,270,000
	小計	1,000,000,000	980,730,000	△19,270,000
合計		5,081,281,447	5,244,010,000	162,728,553

上記差額から繰延税金負債 44,262,166 円を差し引いた額 118,466,387 円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## VIII. 退職給付に関する注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

### 2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,569,947,642 円
勤務費用	73,049,643 円
利息費用	3,720,640 円
数理計算上の差異の発生額	△17,374,069 円
退職給付の支払額	<u>△28,833,000 円</u>
期末における退職給付債務	1,600,510,856 円

### 3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	797,841,210 円
期待運用収益	8,377,384 円
数理計算上の差異の発生額	247,909 円
特定退職金共済制度への拠出金	45,150,000 円
退職給付の支払額	<u>△23,749,974 円</u>
期末における年金資産	827,866,529 円

### 4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,600,510,856 円
特定退職金共済制度	<u>△827,866,529 円</u>
未積立退職給付債務	772,644,327 円
退職給付引当金	772,644,327 円

### 5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	73,049,643 円
利息費用	3,720,640 円
期待運用収益	△8,377,384 円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△17,621,978 円</u>
合計	50,770,921 円

### 6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

年金保険投資	93.4%
現金及び預金	6.6%
合計	100.0%

## 7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## 8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.55%
-----	-------

期待運用収益率	1.05%
---------	-------

割引率については、加重平均で表しています。

## 9. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 16,511,028 円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和4年3月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、169,055,000 円となっています。

## Ⅷ. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産	
退職給付引当金	210,159,257 円
減損損失（減価償却資産）	68,993,231 円
特例業務負担金引当金	44,493,836 円
減損損失（土地）	32,688,271 円
賞与引当金	14,671,136 円
年度末賞与	13,236,880 円
貸倒引当金超過額	10,367,477 円
役員退職慰労引当金	9,880,482 円
その他	16,157,170 円
繰延税金資産小計	420,647,740 円
評価性引当額	△ 129,162,572 円
繰延税金資産合計（A）	291,485,168 円
○繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△ 34,427,856 円
有価証券評価差額金	△ 44,262,166 円
繰延税金負債合計（B）	△ 78,690,022 円
繰延税金資産の純額（A） + （B）	212,795,146 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.20%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.46%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△3.47%
法人税額の特別控除額	△3.27%
住民税均等割等	0.95%
評価性引当額の増減	△1.59%
その他	△0.39%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>20.89%</u>

## Ⅸ. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 令和4年度 注 記 表

令和4年4月1日 から 令和5年3月31日まで

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券 （時価のあるもの）	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 （市場価格のない株式等）	移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
購入品（数量管理品）	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
購入品（売価管理品）	売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	主として売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要

と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

#### (2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

#### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

##### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理することとしています。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の当期末現在における令和 14 年 3 月までの実負担見込額に基づき計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### (1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### (2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### (3) 利用事業

カントリー・ライスセンター・大豆センター・育苗所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用や作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### (4) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### (5) その他事業

福祉事業、農業経営事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部取引を控除した金額を記載しています。

### (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

## II. 会計上の見積もりに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

281, 113, 703 円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 226, 912, 667 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## III. 貸借対照表に関する注記

### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 4, 645, 016, 174 円であり、その内訳は次のとおりです。（単位：円）

種類	圧縮記帳累計額
建物	1, 543, 076, 950
建物附属設備	155, 748, 378
構築物	295, 583, 815
機械装置	2, 576, 129, 026
器具備品	73, 408, 830
土地	1, 069, 175



## 2. 担保に供している資産

①以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預 金 (金額) 1,000,000,000 円

## 3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事および監事に対する金銭債権の総額 (金額) 37,769,093 円  
・理事および監事に対する金銭債務の総額 (金額) 0 円

## 4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権に該当する金額は 100,793,159 円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種類	残高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	74,494,101
危険債権	26,299,058
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合計	100,793,159

(注) 貸倒引当金控除前の金額です。

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3までに掲げるものを除く。)をいう。

## 5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成11年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,230,155,772 円

#### IV. 損益計算書に関する注記

##### 1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要  
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸用固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
南瀬高支店	営業用店舗	建物等	
東山支店	営業用店舗	建物等	
高田東部支店	営業用店舗	建物等	
上内支店	営業用店舗	建物等	
三池支店	営業用店舗	土地	
唐岬支店	営業用店舗	建物等	
あぐりの郷	介護施設	建物附属設備	
瀬高車両	整備工場	土地	
山川給油所	給油所	土地等	
山川農機	整備工場	土地	
高田給油所	給油所	建物等	
旧Aコープ山川	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
旧山川車両	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧生活センター	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧飯江支所	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧開支所	遊休資産	建物等	業務外固定資産
大牟田市櫛野	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧吉野LPG保管庫	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧倉永LPG保管庫	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧東山選果場	遊休資産	建物等	業務外固定資産

##### (2) 減損損失の認識に至った経緯

南瀬高支店、東山支店、高田東部支店、上内支店、三池支店、唐岬支店については支店再編による事業の廃止や業務体系の変更により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

あぐりの郷、瀬高車両、山川給油所、山川農機、高田給油所については営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、賃貸用固定資産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、遊休資産については、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：円)

場所	種類	減損損失	場所	種類	減損損失
南瀬高支店	建物	6,428,947	あぐりの郷	建物附属設備	6,362,487
	建物附属設備	595,475	瀬高車両	土地	241,297
	構築物	78,321	山川給油所	器具備品	483,710
	機械装置	193,481		土地	751,681
	器具備品	1,688,049		合計	1,235,391
	土地	5,557,816	山川農機	土地	313,949
	合計	14,542,089	高田給油所	建物	582,270
東山支店	建物	32,626,228		建物附属設備	1,896,846
	建物附属設備	2,016,495		器具備品	640,664
	構築物	24,140		土地	6,380,126
	機械装置	59,821	合計	9,499,906	
	器具備品	1,813,091	旧Aコープ山川	土地	198,892
	土地	11,368,933	旧山川車両	土地	119,039
	合計	47,908,708	旧生活センター	土地	176,265
高田東部支店	建物	41,881,722	旧飯江支所	土地	42,901
	建物附属設備	1,349,703	旧開支所	建物	6,907,903
	構築物	696,014		建物附属設備	41,999
	器具備品	1,742,273		土地	12,357,732
	無形固定資産	23,038		合計	19,307,634
	合計	45,692,750	大牟田市櫟野	土地	121,071
上内支店	建物	369,143	旧吉野 LPG 保管庫	土地	7,491
	機械装置	869,999	旧倉永 LPG 保管庫	土地	167
	器具備品	115,333	旧東山選果場	建物	3,068,756
	土地	4,127,153		器具備品	281,989
	合計	5,481,628		土地	47,179,177
三池支店	土地	288,328	合計	50,529,922	
唐岬支店	建物	13,140,816			
	建物附属設備	192,552			
	構築物	20,326			
	器具備品	216,013			
	無形固定資産	107,535			
	土地	11,165,510			
	合計	24,842,752			
			合計	226,912,667	

#### (4) 回収可能価額の算定方法

- ・ 旧Aコープ山川の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は7.41%です。
- ・ 旧Aコープ山川以外の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

## V. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に経営リスク対策課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.09%上昇したものと想定した場合には、経済価値が45百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	78,629,548,909	78,618,710,149	△10,838,760
有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	6,411,338,554 499,708,554 5,911,630,000	6,456,440,000 544,810,000 5,911,630,000	45,101,446 45,101,446 —
貸出金 貸倒引当金(*1) 貸倒引当金控除後	9,715,990,117 △10,821,257 9,705,168,860	9,942,433,538	237,264,678
資産計	94,746,056,323	95,017,583,687	271,527,364
貯金	95,429,907,891	95,400,186,443	△29,721,448
経済受託債務	1,513,090,133	1,513,090,133	—
負債計	96,942,998,024	96,913,276,576	△29,721,448

\*1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

#### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ②有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済受託債務

経済受託債務については、農産物の最終精算が行われるまでの一時的な勘定であるため、帳簿価額を時価とみなしています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	3,906,771,001 円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	78,629,548,909	0	0	0	0	0
有価証券						
満期保有目的の債券	0	0	0	0	0	500,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	0	0	0	0	200,000,000	5,800,000,000
貸 出 金	2,584,536,419	803,268,165	653,565,605	566,104,397	497,680,104	4,581,241,447
合 計	81,214,085,328	803,268,165	653,565,605	566,104,397	697,680,104	10,881,241,447

注1：貸出金のうち、当座貸越 181,735,211 円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 29,593,980 円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	87,058,948,538	3,950,525,799	3,432,872,453	487,426,171	500,134,930	0
経 済 受 託 債 務	1,513,090,133	0	0	0	0	0
合 計	88,572,038,671	3,950,525,799	3,432,872,453	487,426,171	500,134,930	0

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。



## VI. 有価証券に関する注記

### 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

#### (1) 満期保有目的の債券

(単位：円)

		貸借対照表計上額	時価	評価差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	200,000,000	216,760,000	16,760,000
	政府保証債	299,708,554	328,050,000	28,341,446
	小計	499,708,554	544,810,000	45,101,446
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小計	0	0	0
合計		499,708,554	544,810,000	45,101,446

#### (2) その他有価証券

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	評価差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	国債	896,335,268	990,530,000	94,194,732
	地方債	1,299,981,262	1,370,290,000	70,308,738
	政府保証債	396,649,157	436,840,000	40,190,843
	小計	2,592,965,687	2,797,660,000	204,694,313
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	国債	1,487,423,794	1,338,580,000	△148,843,794
	地方債	900,000,000	850,180,000	△49,820,000
	政府保証債	1,000,000,000	925,210,000	△74,790,000
	小計	3,387,423,794	3,113,970,000	△273,453,794
合計		5,980,389,481	5,911,630,000	△68,759,481

上記差額は「その他有価証券評価差額金」に計上されています。

## Ⅶ. 退職給付に関する注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

### 2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,600,510,856円
勤務費用	66,352,588円
利息費用	8,802,810円
数理計算上の差異の発生額	△66,398,325円
退職給付の支払額	<u>△82,136,000円</u>
期末における退職給付債務	1,527,131,929円

### 3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	827,866,529円
期待運用収益	8,692,599円
数理計算上の差異の発生額	138,262円
特定退職金共済制度への拠出金	41,538,000円
退職給付の支払額	<u>△63,378,866円</u>
期末における年金資産	814,856,524円

### 4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,527,131,929円
特定退職金共済制度	<u>△814,856,524円</u>
未積立退職給付債務	712,275,405円
退職給付引当金	712,275,405円

### 5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	66,352,588円
利息費用	8,802,810円
期待運用収益	△8,692,599円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△66,536,587円</u>
合計	△73,788円

### 6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

年金保険投資	93.8%
現金及び預金	6.2%
合計	100.0%

## 7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## 8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.79%
-----	-------

期待運用収益率	1.05%
---------	-------

割引率については、加重平均で表しています。

## 9. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 16,190,911 円を拠出しています。

なお、同組合より示された当期末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、144,329,000 円となっています。

## Ⅷ. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産	
退職給付引当金	193,738,910 円
減損損失（減価償却資産）	96,141,688 円
特例業務負担金引当金	39,277,386 円
減損損失（土地）	34,916,558 円
その他有価証券評価差額金	18,702,579 円
年度末賞与	14,084,432 円
賞与引当金	13,619,040 円
役員退職慰労引当金	11,852,074 円
貸倒引当金超過額	9,754,363 円
その他	15,768,962 円
繰延税金資産小計	447,855,992 円
評価性引当額	△ 166,742,289 円
繰延税金資産合計（A）	281,113,703 円
○繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△ 34,427,856 円
繰延税金負債合計（B）	△ 34,427,856 円
繰延税金資産の純額（A） + （B）	246,685,847 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.20%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.82%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△3.91%
法人税額の特別控除額	△5.02%
住民税均等割等	0.91%
評価性引当額の増減	7.59%
その他	△0.43%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.16%

## Ⅸ. 収益認識に関する注記

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 令和3年度 剰余金処分

(単位：円)

科 目	金 額
1 当期末処分剰余金	523,730,478
2 剰余金処分額	476,542,102
(1) 利益準備金への繰入	48,000,000
(2) 任意積立金の積立	404,376,000
・施設・整備改善積立金（目的積立金）	305,067,000
・遊休資産等整備積立金（目的積立金）	2,270,000
・特別会計等損失対策積立金（目的積立金）	41,690,000
・販売事業リスク対応積立金（目的積立金）	30,000,000
・地域農業振興支援積立金（目的積立金）	15,349,000
・特別積立金	10,000,000
(3) 出資に対する配当金	24,166,102
3 次期繰越剰余金	47,188,376

- (注) ① 出資配当は、年1.5%の割合です。
- ② 任意積立金のうち目的のある積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は下記のとおりである。なお、積立累計額については令和3年度剰余金処分案の目的積立金額を含んで表示しています。(※1)
- ③ 次期繰越剰余金には、営農指導、生活、文化改善の事業の費用に充てるための繰越額12,000,000円が含まれています。

(※1) 目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準	積立累計額
施設・整備改善積立金	中長期的に予定する施設・設備等の取得のため	800,000 千円	①施設の老朽化に伴う建替・更新等があったとき ②支店・事業所等の老朽化に伴う建替等により建物等を取崩したとき	800,000 千円
遊休資産等整備積立金	遊休資産の整備等に備えるため	100,000 千円	①遊休資産の解体・整地等を行ったとき ②施設の遊休化に伴い解体等を行ったとき	100,000 千円
情報システム基盤強化積立金	J A内のOA機器や通信機器等の更新・充実のため	100,000 千円	①基幹・情報系の電算システムを取崩したとき ②通信機器等を更新したとき ③情報セキュリティ強化のための機器等を設置したとき	100,000 千円
特別会計等損失対策積立金	会計基準変更や固定資産の減損会計における特別損失計上による経営への影響カバーのため	500,000 千円	① 新たな会計等法制度改正への対応により多額の損失が生じた場合に取り崩すことができるものとする ②固定資産の減損損失額の範囲内で取り崩すことができるものとする ③その他、経営へ影響する多額の損失計上が必要となった場合に取り崩すことができるものとする	400,000 千円
販売事業リスク対応積立金	買取販売や直販の取引拡大によるリスク管理の一環として積み立てるため	50,000 千円	①買取販売における損失が当期の損益に影響を及ぼす場合に取り崩す ②直販等の取引先が経営不振に陥り、多額の引当・償却が必要となった場合に取り崩す	40,000 千円
地域農業振興推進積立金	農業振興を推進するために資金を積み立てる	30,000 千円	①農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化のための事業実施、または固定資産等を取崩した場合に取り崩す	30,000 千円
災害等復興支援積立金	大規模災害や感染症蔓延等により影響を受けた組合員の農業生産・販売縮小に対する支援を行うため	100,000 千円	①大規模災害等により農畜産物の被害が発生した組合員に対して支援・助成を行った場合に取り崩す ②感染症の蔓延等により農畜産物販売に影響を受けた組合員に対する支援・助成を行った場合に取り崩す	100,000 千円
合 計		1,680,000 千円	合 計	1,570,000 千円

## 令和4年度 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
1 当期末処分剰余金	599,683,732
2 剰余金処分額	530,302,728
(1) 利益準備金への繰入	79,315,018
(2) 任意積立金の積立	426,957,000
・施設・整備改善積立金（目的積立金）	171,664,000
・特別会計等損失対策積立金（目的積立金）	235,293,000
・販売事業リスク対応積立金（目的積立金）	10,000,000
・特別積立金	10,000,000
(3) 出資に対する配当金	24,030,710
3 次期繰越剰余金	69,381,004

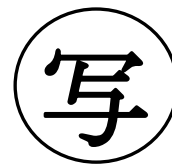
- (注) ① 出資配当は、年1.5%の割合です。
- ② 任意積立金のうち目的のある積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は下記のとおりである。なお、積立累計額については令和4年度剰余金処分案の目的積立金額を含んで表示しています。(※1)
- ③ 次期繰越剰余金には、営農指導、生活、文化改善の事業の費用に充てるための繰越額10,000,000円が含まれています。

(※1) 目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準	積立累計額 (承認後)
施設・整備改善積立金	中長期的に予定する施設・設備等の取得のため	800,000 千円	①施設の老朽化に伴う建替・更新等があったとき ②支店・事業所等の老朽化に伴う建替等により建物等を取崩したとき	800,000 千円
遊休資産等整備積立金	遊休資産の整備等に備えるため	100,000 千円	①遊休資産の解体・整地等を行ったとき ②施設の遊休化に伴い解体等を行ったとき	100,000 千円
情報システム基盤強化積立金	J A内のOA機器や通信機器等の更新・充実のため	100,000 千円	①基幹・情報系の電算システムを取崩したとき ②通信機器等を更新したとき ③情報セキュリティ強化のための機器等を設置したとき	100,000 千円
販売事業リスク対応積立金	買取販売や直販の取引拡大によるリスク管理の一環として積み立てるため	50,000 千円	①買取販売における損失が当期の損益に影響を及ぼす場合に取り崩す ②直販等の取引先が経営不振に陥り、多額の引当・償却が必要となった場合に取り崩す	50,000 千円
地域農業振興推進積立金	農業振興を推進するために資金を積み立てる	30,000 千円	①農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化のための事業実施、または固定資産等を取崩した場合に取り崩す	30,000 千円
特別会計等損失対策積立金	会計基準変更や固定資産の減損会計における特別損失計上による経営への影響カバーのため	500,000 千円	① 新たな会計等法制度改正への対応により多額の損失が生じた場合に取り崩すことができるものとする ②固定資産の減損損失額の範囲内で取り崩すことができるものとする ③その他、経営へ影響する多額の損失計上が必要となった場合に取り崩すことができるものとする	500,000 千円
災害等復興支援積立金	大規模災害や感染症蔓延等により影響を受けた組合員の農業生産・販売縮小に対する支援を行うため	100,000 千円	①大規模災害等により農畜産物の被害が発生した組合員に対して支援・助成を行った場合に取り崩す ②感染症の蔓延等により農畜産物販売に影響を受けた組合員に対する支援・助成を行った場合に取り崩す	100,000 千円
合 計		1,680,000 千円	合 計	1,680,000 千円



## 2. 計算書類の正確性等にかかる確認



私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、計算書類作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、計算書類が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  
- 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  
- 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月27日

南筑後農業協同組合  
代表理事組合長 大坪 康志

### 3. 会計監査人の監査

2022年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

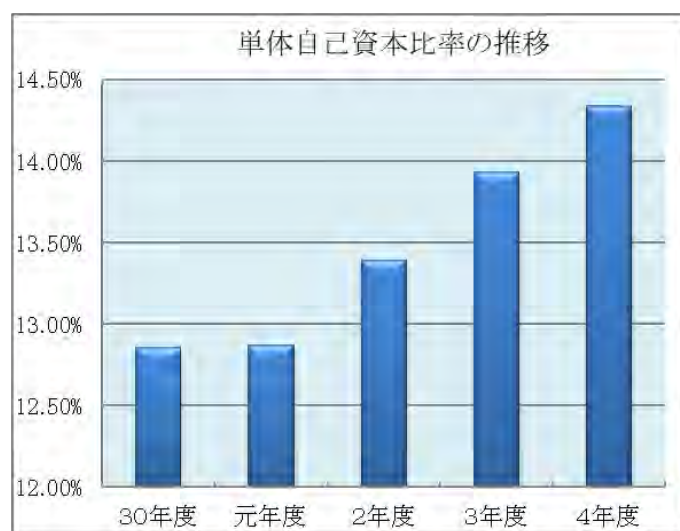
### 4. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、人、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益(事業収益)	6,162	6,004	5,848	5,783	5,824
信用事業収益	776	748	686	673	680
共済事業収益	594	555	505	484	466
農業関連事業収益	3,079	3,134	3,184	3,101	3,183
その他事業収益	1,711	1,565	1,472	1,523	1,495
経常利益	429	447	363	438	476
当期剰余金	△70	212	182	235	178
出資金	1,849	1,826	1,646	1,646	1,629
(出資口数)	(1,849,682)	(1,826,136)	(1,646,240)	(1,646,076)	(1,629,003)
純資産額	6,257	6,407	6,543	6,660	6,613
総資産額	105,759	106,308	108,890	108,413	106,352
貯金等残高	94,752	95,539	98,409	97,528	95,429
貸出金残高	10,190	10,003	9,675	9,491	9,715
有価証券残高	5,698	5,244	4,696	5,743	6,411
剰余金配当金額	16	16	16	24	24
出資配当額	16	16	16	24	24
事業利用分量配当額	0	0	0	0	0
職員数	255	256	254	252	234
単体自己資本比率	12.86%	12.87%	13.39%	13.93%	14.34%

(注) 1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。

2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。



## 5. 利益総括表

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	642	636
役務取引等収支	12	13
その他信用事業収支	△36	△26
信用事業粗利益	673	680
信用事業粗利益率	0.673%	0.698%
事業粗利益	2,160	2,160
事業粗利益率	1.944%	1.989%
事業純益	452	488
実質事業純益	452	488
コア事業純益	452	488
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	452	488

(注) 1. 信用事業粗利益率=信用事業粗利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 事業粗利益率=事業粗利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

## 6. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	99,656	594	0.596	97,079	578	0.595
うち預金	85,089	410	0.482	81,422	386	0.474
うち有価証券	5,010	54	1.081	5,874	60	1.029
うち貸出金	9,557	129	1.356	9,782	131	1.343
資金調達勘定	100,786	5	0.005	98,141	3	0.003
うち貯金・定期積金	100,625	5	0.005	97,979	2	0.002
うち借入金	160	0	0.204	162	0	0.185
総資金利ざや	—	—	0.331	—	—	0.404

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積立金+借入金)平均残高

## 7. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	△10	△15
うち貸出金	△8	1
うち有価証券	0	6
うち預金	△1	△23
支払利息	△8	△2
うち貯金・定期積金	△7	△2
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	0
差引	△2	△13

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連(又は農林中金)からの事業利用分量配当金、奨励金等奨励金が含まれています。

## 8. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照下さい。

### ◆自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	
			経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	5,257	5,464	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,646	1,629	
うち、再評価積立金の額	0	0	
うち、利益剰余金の額	3,652	3,873	
うち、外部流出予定額 (△)	24	24	
うち、上記以外に該当するものの額	△16	△13	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9	8	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9	8	
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0	
うち、回転出資金の額	0	0	
うち、上記以外に該当するものの額	0	0	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	157	74	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	5,424	5,548	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3	2	
うち、のれんに係るものの額	0	0	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	2	
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	0		
適格引当金不足額	0		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0		
前払年金費用の額	0		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0		

項 目	令和3年度	令和4年度	
			経過措置による 不算入額
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	0	0	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	0	0	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	0	0	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	0	0	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	0	0	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	0	0	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3	2	
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	5,421	5,545	
信用リスク・アセットの額の合計額	34,817	34,623	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△278	△370	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）			
うち、繰延税金資産			
うち、前払年金費用			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,028	△2,028	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	0	0	
うち、上記以外に該当するものの額	1,749	1,658	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,090	4,037	
信用リスク・アセット調整額	0	0	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	0	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	38,908	38,660	
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	13.93	14.34	

(注)1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセットの算出にあつては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあつては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額(信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額)で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額(経過措置適用後の額)』のことです。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引(以下「資産等」といいます。)の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー(リスクを有する資産等)に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目(リスク・ウェイト)を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク(相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役員取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ(回避・低減)するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト(同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト)に当該取引の想定元本(取引にかかる利息等を計算するための名目の元本)に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つI/O ストリップス	信用補完機能を持つI/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベースポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%(0.01%が1ベースポイント)上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1パーセンタイル値・99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法的なことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、金融庁や行政等が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

◆自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット		令和3年度			令和4年度		
		エクスポージャーの期限 高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期限 高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		503	0	0	494	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け		2,286	0	0	2,385	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け		0	0	0	0	0	0
国際決済銀行向け		0	0	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け		1,611	0	0	2,449	0	0
外国の中央政府等の公共部門向け		0	0	0	0	0	0
国際決済銀行向け		0	0	0	0	0	0
地方公共団体金融機関向け		0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け		798	10	0	798	10	0
地方三公社向け		500	0	0	500	0	0
金融機関及び第一種金融商品取扱業者向け		81,736	16,347	653	78,630	15,726	629
法人等向け		865	544	21	1,088	739	30
中小企業向け及び個人向け		402	200	8	405	195	7
抵当権付住宅ローン		219	76	3	352	123	4
不動産取得等事業向け		0	0	0	0	0	0
三月以上延滞等		122	73	2	74	50	2
取立未済形		6	1	0	8	1	0
信託協会の簿記		6,891	673	26	6,752	660	26
株式会社出地権等貸付(支援機構等による簿記)		0	0	0	0	0	0
共済貸付		0	0	0	0	0	0
出資等		735	735	29	688	688	26
(うち出資等のエクスポージャー)		735	735	29	688	688	26
(うち重要な出資のエクスポージャー)		0	0	0	0	0	0
上記以外		9,547	16,433	657	9,913	16,737	671
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		0	0	0	0	0	0
(うち農林中央金庫又は農協等組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)		4,580	11,476	459	4,530	11,476	459
(うち特定項目のうち調整項目に算入される部分に係るエクスポージャー)		0	0	0	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して、他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に開けるエクスポージャー)		0	0	0	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して、他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%超過額を上回る部分に係るエクスポージャー)		0	0	0	0	0	0
(うち上記以外のエクスポージャー)		4,966	4,966	198	5,323	5,321	212
証券化		0	0	0	0	0	0
(うちSTC要件適用分)		0	0	0	0	0	0
(うち非STC適用分)		0	0	0	0	0	0
再証券化		0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイトのみが計算が適用されるエクスポージャー		0	0	0	0	0	0
(うちロックスルー方式)		0	0	0	0	0	0
(うちマニフェスト方式)		0	0	0	0	0	0
(うち蓋然性方式250%)		0	0	0	0	0	0
(うち蓋然性方式400%)		0	0	0	0	0	0
(うちオールバック方式)		0	0	0	0	0	0
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		0	1,749	69	0	1,658	66
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		0	2,028	81	0	2,028	81
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		106,228	34,817	1,392	104,521	34,623	1,384
CVAリスク控除額: 8%		0	0	0	0	0	0
中央清算機関等エクスポージャー		0	0	0	0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)		106,228	34,817	1,392	104,521	34,623	1,384

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
5. 「上記以外」には、未決済取引その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。



◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額

(単位:百万円)

令和3年度		令和4年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
4,090	163	3,905	156

(注)1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

◇所要自己資本額

(単位:百万円)

令和3年度		令和4年度	
リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
38,908	1,556	38,529	1,541

◆信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
信用リスク期末残高	106,228	9,442	5,590	104,521	9,661	6,490
信用リスク平均残高	99,604	9,559	5,006	97,045	9,783	5,889

(注)1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。



◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
国内	106,228	9,442	5,590	104,521	9,661	6,490
国外	0	0	0	0	0	0
合計	106,228	9,442	5,590	104,521	9,661	6,490

(注)1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	598	585	0	781	767	0
	林業	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	16	16	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	1,699	0	1,699	1,699	0	1,699
	金融・保険業	86,333	1,352	0	83,229	1,352	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	182	24	0	95	4	0
	日本国政府・地方公共団体	3,913	23	3,890	4,855	64	4,790
	その他	630	57	0	598	25	0
個人	7,458	7,380	0	7,481	7,445	0	
その他	5,394	3	0	5,780	2	0	
合計	106,228	9,442	5,590	104,521	9,661	6,490	

(注)1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。  
2. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	信用リスクに関する エクスポージャーの残高			信用リスクに関する エクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	82,055	318	0	77,700	1,676	0
1年超3年以下	2,066	2,066	0	3,163	563	0
3年超5年以下	851	650	200	799	598	200
5年超7年以下	561	561	0	602	602	0
7年超10年以下	1,359	759	599	2,795	995	1,800
10年超	9,657	4,868	4,789	9,463	4,974	4,489
期限の定めのないもの	9,677	217	0	9,996	250	0
合計	106,228	9,442	5,590	104,521	9,661	6,490

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
国内	122	74
国外	0	0
合計	122	74

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位:百万円)

		令和3年度	令和4年度
法人	農業	8	10
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	0
	個人	113	63
合計	122	74	

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	8	9	-	8	9	9	8	-	9	8
個別貸倒引当金	91	60	0	91	60	60	59	0	60	59
国内	91	60	0	91	60	60	59	0	60	59
国外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人										
農業	5	5	0	5	5	5	10	0	5	10
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本国政府・地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人	84	55	0	84	55	55	49	0	55	49

◇貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目		令和3年度	令和4年度
法人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	0
個人		0	0
合 計		0	0

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	0	5,889	5,889	0	6,816	6,816
	リスク・ウェイト 2%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 4%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 10%	0	6,838	6,838	0	6,702	6,702
	リスク・ウェイト 20%	400	81,744	82,144	400	78,639	79,040
	リスク・ウェイト 35%	0	218	218	0	351	351
	リスク・ウェイト 50%	0	40	40	16	35	52
	リスク・ウェイト 75%	0	267	267	0	267	267
	リスク・ウェイト 100%	0	9,300	9,300	0	9,704	9,704
	リスク・ウェイト 150%	0	39	39	0	7	7
	リスク・ウェイト 250%	0	3,238	3,238	0	3,238	3,238
	その他	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイト 1250%	0	0	0	0	0	0	
計	400	107,577	107,977	417	105,762	106,179	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

◆信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

区 分	令和3年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	698	0	698
地方三公社向け	0	500	0	500
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0
法人等向け	0	0	0	0
中小企業等及び個人向け	29	1	28	1
抵当権住宅ローン	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0
三月以上延滞等	0	0	0	0
証券化	0	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	29	1,199	28	1,200

(注) 1. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーの事です。

2. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

#### ◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

#### ◆証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

#### ◆出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての總會等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	3,910	3,910	3,906	3,906
合計	3,910	3,910	3,906	3,906

(注)1.「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益  
該当する取引はありません。

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	0	0	0	0
非上場	118	118	△68	△68
合計	118	118	△68	△68

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関係会社株式の評価損益等)  
該当する取引はありません。

◆金利リスクに関する事項

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。



- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta$ EVEの前事業年度末からの変動要因は、貯金や貸出金・有価証券の増減によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

◇ $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIと大きく異なる点  
特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		$\Delta$ EVE		$\Delta$ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	514	492	59	48
2	下方パラレルシフト	0	0	1	0
3	スティープ化	657	647		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	57	0		
7	最大値	657	647	59	48
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,476		5,421	

## Ⅷ. 直近2事業年度における事業の実績

### 1. 信用事業

#### ◆貯金に関する指標

##### ①科目別貯金平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
流動性貯金	50,218	(49.9)	52,234	(53.3)	2,015
定期性貯金	50,341	(49.9)	45,684	(46.5)	△4,657
その他の貯金	65	(0.1)	61	(0.1)	△3
合 計	100,625	(100.0)	97,979	(100.0)	△2,645

(注) 1.流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2.定期性貯金=定期貯金+定期積金

3.( )内は構成比です

##### ②定期貯金残高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
定期貯金	44,409	(96.09)	41,126	(96.32)	△3,283
うち固定自由金利定期	44,371	(96.01)	41,113	(96.29)	△3,258
うち変動自由金利定期	38	(0.08)	13	(0.03)	△25
定期積金	1,807	(3.91)	1,569	(3.67)	△238

(注) 1.固定自由金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2.変動自由金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

3.( )内は構成比です。

#### ◆貸出金に関する指標

##### ①科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
手形貸付	175		148		△27
証書貸付	7,853		8,099		246
当座貸越	176		182		6
割引手形	0		0		0
金融機関貸付	1,352		1,352		0
合 計	9,557		9,782		224

##### ②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
固定金利貸出	7,676	(80.8)	7,874	(81.0)	197
変動金利貸出	1,513	(15.9)	1,501	(15.4)	△11
その他	302	(3.1)	339	(3.4)	37
合 計	9,491	(100.0)	9,715	(100.0)	224

(注) 1.( )内は構成比です。



## ③貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	123	128	5
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	56	58	2
その他担保物	146	123	△23
小 計	326	310	△15
農業信用基金協会保証	6,945	6,791	△153
その他保証	392	545	152
小 計	7,337	7,336	0
信用	1,827	2,068	240
合 計	9,491	9,715	224

## ④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

## ⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
設備資金	9,152 (96.4)	9,406 (96.8)	254
運転資金	339 (3.6)	309 (3.2)	△29
合 計	9,491 (100.0)	9,715 (100.0)	224

## ⑥貸出金の業種別残高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業	1,150 (11.75)	1,395 (14.36)	280
林業	17 (0.18)	16 (0.16)	△1
水産業	7 (0.07)	2 (0.02)	△5
製造業	334 (3.52)	321 (3.50)	△13
鉱業	3 (0.03)	2 (0.02)	△1
建設業	324 (3.41)	370 (3.81)	46
電気・ガス・熱供給・水道業	57 (0.60)	38 (0.39)	△19
運輸・通信業	272 (2.87)	256 (2.64)	△16
卸売・小売・飲食業	179 (1.89)	186 (1.91)	7
金融・保険業	1,430 (15.07)	1,427 (14.69)	△3
不動産業	26 (0.27)	25 (0.26)	△1
サービス業	786 (8.28)	812 (8.36)	26
地方公共団体	254 (2.68)	530 (5.46)	276
その他	4,682 (49.33)	4,329 (44.56)	△353
合 計	9,491 (100.00)	9,715 (100.00)	224

(注)1. ( )内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

(ア)営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業	1,315	1,320	5
穀作	81	62	△19
野菜・園芸	107	127	20
果樹・樹園農業	18	14	△4
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	0	0	0
養鶏・養卵	0	0	0
養蚕	0	0	0
その他農業	1,107	1,114	7
農業関連団体等	0	0	0
合 計	1,315	1,320	5

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記⑥の貸出金の業種残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。  
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。  
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)の子会社等が含まれています。

(イ)資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プロパー資金	641	607	△34
農業制度資金	674	712	38
農業近代化資金	519	516	△3
その他制度資金	154	196	42
合 計	1,315	1,320	5

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融通しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。  
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

[受託貸付金]

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
その他	0	0	0
合 計	0	0	0

- (注) 1. 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保 全 額				
			担 保	保 証	引 当	合 計	
破綻更生債権およびこれらに準ずる債権	令和3年度	70	30	27	12	70	
	令和4年度	74	27	36	10	74	
危険債権	令和3年度	93	12	80	0	92	
	令和4年度	26	10	16	0	26	
要管理債権	令和3年度	0	0	0	0	0	
	令和4年度	0	0	0	0	0	
	三月以上延滞債権	令和3年度	0	0	0	0	0
		令和4年度	0	0	0	0	0
	貸出条件緩和債権	令和3年度	0	0	0	0	0
		令和4年度	0	0	0	0	0
小 計	令和3年度	164	42	108	12	163	
	令和4年度	100	37	52	10	100	
正常債権	令和3年度	9,337					
	令和4年度	9,624					
合 計	令和3年度	9,501					
	令和4年度	9,725					

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和3年度					令和3年度				
	期首残高	期中増加高	期中減少高		期末残高	期首残高	期中増加高	期中減少高		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	8	9		8	9	9	8		9	8
個別貸倒引当金	91	60	0	91	60	60	59	0	60	59
合 計	100	70	0	100	70	70	68	0	70	68

⑪貸出金償却の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度	増 減
貸出金償却額	0	0	0

◆為替

①内国為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	13	113	14	111
	金額	10,623	23,718	10,465	20,597
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	0	0	1	1
雑為替	件数	0	0	0	0
	金額	76	52	29	31
合 計	件数	14	114	15	111
	金額	10,700	23,771	10,495	20,630

◆有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度	増 減
国債	2,054	2,337	282
地方債	1,464	1,838	373
政府保証債	700	700	0
合 計	4,220	4,876	655

(注) 1. 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和3年度								
国債	0	0	0	0	684	1,647	0	2,331
地方債	0	0	212	0	0	1,494	0	1,707
政府保証債	0	0	0	0	0	794	0	794
社債	0	0	0	0	0	599	0	599
令和4年度								
国債	0	0	0	0	892	1,436	0	2,328
地方債	0	0	227	0	843	1,642	0	2,713
政府保証債	0	0	0	0	221	543	0	764
社債	0	0	0	0	0	574	0	574

◆有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	地 方 債	200	227	27	200	216	16
	政 府 保 証 債	299	341	42	299	328	28
合 計		499	569	69	499	544	45

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国 債	2,284	2,331	46	896	990	94
	地 方 債	1,399	1,479	79	1,299	1,370	70
	政 府 保 証 債	396	452	55	396	436	40
	小 計	4,081	4,263	181	2,592	2,797	204
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国 債	0	0	0	1,487	1,338	△148
	地 方 債	0	0	0	900	850	△49
	政 府 保 証 債	0	0	0	1,000	925	△74
	特 別 法 人 債	1,000	980	△19	0	0	0
	小 計	1,000	980	△19	3,387	3,113	△273
合 計		5,081	5,244	162	5,980	5,911	△68

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。  
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。  
 3. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。  
 4. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

②金銭の信託の時価情報等  
 該当する取引はありません。

③デリバティブ取引等(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)  
 該当する取引はありません。

## Ⅸ. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標

### 1. 利益率

(単位:%)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
総資産経常利益率	0.394	0.438	0.044
資本経常利益率	6.910	7.271	0.36
総資産当期純利益率	0.212	0.164	△0.05
資本当期純利益率	3.713	2.731	△0.98

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区 分	令和3年度	令和4年度
貯 貸 率	期末	9.73
	期中平均	9.49
貯 証 率	期末	5.88
	期中平均	4.97

- (注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100  
 2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100  
 3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100  
 4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

# 一本支店・事業所一覧

令和5年7月現在

本支店・事業所	住 所	電話番号	FAX番号
本 店	みやま市瀬高町下庄774-1	(代)63-8800	63-8820
管 理 課	〃	(直)63-8801	63-8820
総 務 課	〃	(直)63-8802	〃
経営リスク対策課	〃	(直)63-8807	〃
共 済 課	〃	(直)63-8803	63-8818
信用企画課	〃	(直)63-8804	〃
監 査 室	〃	(直)63-8806	63-8828
農畜産課	〃	(直)63-8814	〃
園芸販売課	〃	(直)63-8815	〃
経済企画課	〃	(直)63-8861	〃
営農企画課	〃	(直)63-8858	〃
農機車両燃料課	みやま市高田町濃施536-2	22-2049	22-2581
愛菜館(直売所)	大牟田市大字田隈767-1	55-2282	55-2283
あぐりの郷(デイサービスセンター)	みやま市高田町原1080	64-5532	22-3880
瀬高支店	みやま市瀬高町下庄774-1	63-8808	63-8820
ふれあいプラザ東山	みやま市瀬高町長田3351-1	63-2111	63-7777
山川支店	みやま市山川町立山964	67-1212	67-0167
高田支店	みやま市高田町濃施362	22-5721	22-3341
ふれあいプラザ高田東部	みやま市高田町田尻1567	22-6350	22-3167
大牟田支店	大牟田市大字田隈772-1	56-8900	56-8907
ふれあいプラザ三池	大牟田市大字三池613-2	56-8901	56-8902
瀬高グリーンセンター	みやま市瀬高町文廣1568-1	62-4111	63-6424
山川グリーンセンター	みやま市山川町立山964	67-1214	67-0168
高田グリーンセンター	みやま市高田町原1080	22-3218	22-3274
物流センター	みやま市高田町原1080	64-2200	22-3274
大牟田グリーンセンター	大牟田市大字田隈772-1	56-8915	56-8925

一本支店・事業所一覧

本支店・事業所	住 所	電話番号	FAX番号
瀬高セルフSS	みやま市瀬高町小川41	63-2528	63-8343
山川給油所	みやま市山川町立山964	67-1293	67-1302
高田給油所	みやま市高田町濃施528-1	22-6355	22-6370
ガスセンター	〃	22-6660	〃
車両センター	みやま市瀬高町小川43	63-3805	63-2209
瀬高農機	〃	62-3205	〃
山川農機	みやま市山川町立山964	67-0665	67-0225
高田大牟田農機	みやま市高田町濃施536-2	22-6354	22-2581
瀬高カントリー	みやま市瀬高町大江520-1	62-2356	62-2357
山川ライスセンター	みやま市山川町清水2141	67-0365	67-0365
高田カントリー	みやま市高田町江浦380	22-2844	22-2808
大豆センター	みやま市瀬高町下庄446-1	63-8848	63-8848
瀬高選果場	みやま市瀬高町文廣3137-1	63-3175	63-5359
山川選果場	みやま市山川町立山964	67-1211	67-1213
高田選果場	みやま市高田町原1080	22-5453	64-2011
大牟田集荷場	大牟田市大字田隈797-1	52-3969	52-1139

# JA綱領

## ～わたしたちJAのめざすもの～

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。



## 南筑後農業協同組合

福岡県みやま市瀬高町下庄 7 7 4 番地の 1

TEL 0944-63-8800 (代)

FAX 0944-63-8820

URL <https://www.minamickg-fk-ja.or.jp>

令和 5 年 7 月発行